

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第6号)

平成22年9月28日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	三 浦 桂 司	議員	4番	一 色 美 智 子	議員
6番	杉 浦 光 男	議員	7番	平 野 龍 司	議員
8番	山 田 英 明	議員	9番	石 橋 敏 明	議員
10番	平 野 敬 祐	議員	11番	村 山 金 敏	議員
12番	安 井 明	議員	13番	松 山 廣 見	議員
15番	山 盛 左 千 江	議員	16番	伊 藤 清	議員
17番	月 岡 修 一	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	坂 下 勝 保	議員	21番	矢 野 清 實	議員
22番	前 山 美 恵 子	議員			

2. 欠席議員

5番	中 村 定 志	議員	14番	榊 原 杏 子	議員
----	---------	----	-----	---------	----

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	佐 藤 政 光 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	松 林 淳 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	行政経営部長	宮 田 恒 治 君
市民生活部長	平 野 隆 君	健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君
経済建設部長	三 治 金 行 君	消防長	神 谷 清 貴 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	行政経営部次長	横 山 孝 三 君
		兼秘書政策課長	
行政経営部次長	大 林 栄 美 君	健康福祉部次長	加 藤 誠 君
兼財政課長		兼高齢者福祉課長	
健康福祉部次長	原 田 昇 君	経済建設部次長	鈴 木 重 利 君

兼医療健康課長		兼都市計画課長	
経済建設部次長	加藤 慎 君	会計管理者	塚本 邦広 君
兼環境課長		兼出納室長	
総務防災課長	神谷 元弘 君	代表監査委員	古橋 洋一 君
監査委員事務局長	福井 康夫 君		

5. 議事日程

(1) 諸報告

(2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

- 認定議案第1号 平成21年度豊明市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定議案第2号 平成21年度豊明市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定議案第3号 平成21年度豊明市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定議案第4号 平成21年度豊明市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定議案第5号 平成21年度豊明市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定議案第6号 平成21年度豊明市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定議案第7号 平成21年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定議案第8号 平成21年度豊明市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定議案第9号 平成21年度豊明市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定議案第10号 平成21年度豊明市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

- 議案第46号 財産の買入れについて(消防ポンプ自動車(CD-I型))
- 議案第47号 字の区域の変更について
- 議案第48号 土地改良事業に伴う字の区域の変更について
- 議案第49号 市道の路線認定について
- 議案第50号 豊明市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定について

- 議案第 51 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 52 号 豊明市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 53 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第 54 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について
- 議案第 55 号 平成 22 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 56 号 平成 22 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 57 号 平成 22 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 58 号 豊明市火災予防条例の一部改正について
- (4) 議案上程・提案説明・質疑
- 議案第 59 号 豊明市手数料徴収条例の一部改正について
- (5) 意見書案第4号 30 人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書
- 意見書案第5号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書
- 意見書案第6号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 諸報告
- (2) 委員長報告・同質疑・討論・採決
認定議案第1号から認定議案第 10 号まで
- (3) 委員長報告・同質疑・討論・採決
議案第 46 号から議案第 58 号まで
- (4) 議案上程・提案説明・質疑・討論・採決
議案第 59 号
- (5) 意見書案第4号から意見書案第6号まで
- (6) 議員提出議案第5号
- (7) 動議第2号
- (8) 議員年金調査特別委員会の委員の選任
- (9) 閉会

午前10時開議

No.2 ○議長(矢野清實議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 19 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

石橋敏明議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(石橋敏明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

本日、午前9時 30 分より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、当局より、議案第 59 号の追加提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることとし、提案説明・質疑を行った後に、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決を行うことといたしました。

また、議員より意見書案第4号から意見書案第6号までの3件の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることといたしました。

さらに、議員提出議案第5号の提案がありましたので、本日の予定議事終了後に日程に追加することとし、提案説明・質疑を行った後に、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決を行うことといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、諸報告に入ります。

各常任委員会及び特別委員会に付託いたしておりました陳情第4号から陳情第 10 号までの7件の陳情について、お手元に配付いたしましたとおり、委員会報告書が提出されておりますので、その審査結果について各委員長より報告を願います。

初めに山田英明総務委員長、登壇にてお願いいたします。

No.5 ○総務委員長(山田英明議員)

議長のご指名がありましたので、総務委員会に付託されました陳情第9号 日韓併合百年 菅首相談話に抗議する陳情についての審査経過と審査結果をご報告いたします。

平成 22 年 9 月 8 日 午前 10 時より開催されました総務委員会において、付託議案の審査終了後に、本陳情を審査いたしました。

それでは、主な審査事項についてご報告申し上げます。

本陳情については、外交に関するものであるため質疑を省略し討論に入りました。

外交や防衛に関することは、地方議会では慎重に扱うべきと考え、この陳情には賛同できない。

長い歴史の中で、大変不幸な出来事があったことは事実である。賛否両論の中の片方の主張と思われるが、外交問題については、本市にそぐわないので反対とする。

陳情の中に事実と反すると思われる部分があるので、不採択とするとの討論があり、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第 9 号は採択に賛成者なく、不採択すべきものと決しました。

以上で総務委員会に付託されました陳情第 9 号の審査経過と結果についての報告を終わります。

No.6 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

続いて平野龍司福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

No.7 ○福祉文教委員長(平野龍司議員)

おはようございます。

議長のご指名をいただきましたので、福祉文教委員会に付託されました陳情の審査内容と結果について報告いたします。

去る 9 月 9 日 午前 10 時より開催されました福祉文教委員会において、付託議案の審査終了後に、委員と市長以下関係職員の出席のもと、4 件の陳情を審査いたしました。

初めに、陳情第 4 号 30 人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める陳情を議題といたしました。

陳情でありますので、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論としては、例年提出されており、採択すべきであるとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第 4 号は全会一致により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第 6 号 豊明市独自の私学助成の拡充についての陳情を議題といたしました。

当局からの説明はなく、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論としては、本市において生活保護世帯や低所得者世帯には一定の補助を行っているが、財政状況から見て、これ以上の補助の拡大は難しいので、趣旨採択としたいという

討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、採択に賛成者はなく、全会一致により趣旨採択すべきと決しました。

次に、陳情第7号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書」の提出についての陳情を議題といたしました。

直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

県においても、私学助成について十分配慮していただきたいので、採択に賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第7号は全会一致により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第8号「国の私学助成の拡充に関する意見書」の提出についての陳情を議題といたしました。

直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

国においても県と同じく、私学助成についてももう少し拡充していただきたいので、採択に賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第8号は全会一致により採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査内容と結果についての報告を終わります。

No.8 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

続いて毛受明宏建設消防委員長、登壇にて報告を願います。

No.9 ○建設消防委員長(毛受明宏議員)

おはようございます。

議長のご指名をいただきましたので、建設消防委員会に付託されました陳情第5号の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る9月10日午前10時より開催されました建設消防委員会において、付託議案の審査終了後に、委員と市長以下関係職員の出席のもと、陳情第5号「公共事業を防災・生活関連予算に転換し国道1号・国道23号名豊道路の国による整備・管理について意見書提出を求める陳情」について審査をいたしました。

理事者の説明はなく、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、市内の国道1号や23号の管理は国が実施しており、名豊道路の総延長は73キロで、そのうち47キロが供用し、開通率は64%です。

国道1号の都市計画決定は幅員 23 メートルですが、見通しがついていませんなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論としては、過去に比較的類似した請願がありましたが、国の責任において管理すべきものであり、当市においては現に国が管理している状況で、まだ、そういう時期でないことから、当陳情は不採択するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第5号は採択に賛成者なく、不採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情第5号の審査経過と結果の報告を終わります。

No.10 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

続いて月岡修一議員定数特別委員長、登壇にて報告を願います。

No.11 ○議員定数特別委員長(月岡修一議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がございましたので、議員定数特別委員会に付託されました陳情第 10 号の審査内容と審査結果について報告を申し上げます。

去る9月 22 日午前 10 時より全委員出席のもと委員会を開催し、当委員会に付託されました陳情第 10 号を審査いたしました。

議題の宣告の後、陳情者から補足説明の申し出がありましたので、休憩をとり、協議会を開催し、陳情者より補足説明と、それに対する質疑応答を行いました。

委員会を再開し、審査に入りました。

委員より資料の請求がありましたので、事務局から提出を求め、説明の後、質疑を行いました。

主な質疑は、全国の定数の状況、過去の定数削減の過程、議員報酬に関する状況等です。

質疑を終結し討論に入りました。

討論内容を申し上げます。

多数の市民の署名を集められたことや、その民意について一定の評価をする。財政の厳しさは認めるが、他市に比べて突出しているとは思わないし、健全な運営がなされていると考えている。定数削減による財源の使用 방법이具体性に欠けている。議会の自浄能力も十分に備えているし、この使命を果たせるものと確信している。さまざまな観点から、この陳情は趣旨採択とする。

陳情者から議員の質の向上を突きつけられましたが、定数削減とは問題が別物と感じ

る。過去にも定数の削減を3～4回実施してきた。地方自治は、身近な住民の要望を行政に反映するものであり、国政とは異なる。まちづくりは、本来なら住民が全員集まって決めることであるが、それは非効率的であるので議会制民主主義が生まれた。

また、地方自治は二元代表制であり、議会はチェックアンドバランスを担う。よいところは認め、悪いところはチェックする。定数を削減すれば、この機能が低下することを危惧する。多様化する住民ニーズを議会に反映するためにも、法定定数 30 人に近づける必要がある。共産党としては、この陳情を不採択とする。

続きまして、採択とする。議員活動は民主主義の原点であり、議会のチェック機能は 18 人でよいと評価する。行政の目の届かない部分は、区、町内会が行政の補完をする部分がある。人口が増加していくなら削減してはいけませんが、増加にブレーキがかかっている。議員の活動を費用対効果で考慮すれば 18 人でもやっていける。現在の状況、他市の動向、日本の動きなど議員の定数の問題が取り上げられている。以上のことを踏まえ、この陳情を採択とする。

続きまして、今年の猛暑の中、街頭などで1万 514 人の署名を集めたことに敬意をあらわすとともに、議会に対する市民の強い意志を感じる。市民から見ても一般質問や質疑の少ないこと、偏っていることが、疑問に映っている。反省したいという議論もあったが、それを市民に示すには採択することである。減らした中で、信頼回復を示すための数字と感じている。定数を削減したからといって議会が機能するかはわからない。定数削減しても影響の出ない仕組みづくりをすること。職員も減らし、市民に協働を求めらる中で、議会としての答えは定数削減である。現在の厳しい状況乗り越えていくには、三位一体の連携が必要である。定数を減らした中で市民の負託にこたえていくよう努力するというので、この陳情を採択とする。

続きまして、議員の上限定数は地方自治法で定められている。上限撤廃の議論もあるが、本市と同じ法定定数 30 人の市は全国で 228 市あり、6人削減して定数 24 人の市が一番多く、48 市ある。次に多いのが本市と同じ8人を削減して定数 22 人の市が 47 市である。県内においても6人削減と8人削減の市が各4市で一番多い状況である。本市において定数の削減は過去に5回行われ、平成 19 年に 22 人になっている。これも1年以上前に議論したものである。

現に、欠員1名、病欠1名であるが、恒久的な減とは意味合いが異なり、慎重な対応が必要である。今、この時期に何人が適正であるかを議論するのは難しい面がある。改選後に一定の時間を持って再度協議することが適切であると考え。この陳情の市民の考えは理解できるので、趣旨採択とする。

続きまして、議員の定数を削減し、活性化し、小数精鋭での議会は理解できるが、その一方で議会改革の一つの方法として、全体像を議論せずには小手先だけで血を流したとすることは、本来望まれている姿ではない。議会制民主主義の代表者である議員の定数は、今以上にしたほうが良いという意見もある。定数削減は財政効果も期待できるが、県内の状況を見れば、突出しているものではなく、今触れる時期ではない。

議員の資質の向上や議員活動などの指摘は、各議員が努力すべきことであり、定数削減の議論は、議会制度に多面的広範囲に影響が及ぶものであり、今はその時期ではない。陳情者、市民のご要望は肝に銘じて、真摯に受けとめて、この陳情を趣旨採択とする。

最後になります。1万514名の署名の陳情が提出され、議会がどうあるべきか真摯に再考した。今後、本市がより発展していくためには、人口が7万人を超えるように議員活動をしていくには、今の段階で定数を18人に削減することに疑問を感じている。厳しい財政面や、市民の声を反映し、それを周知していくことなど努力していくべきと痛感している。

まちづくり条例を制定したが、まだ確立していない。議員が地域に入って確固たるものになってからでも、定数削減は遅くはないと思う。1万余の市民の趣旨は理解し、この陳情は趣旨採択とする。

以上で討論を終結し採決に入りました。

なお、採決の結果、陳情第10号は賛成多数により趣旨採択すべきものと決しましたので、ご報告を申し上げます。

以上で議員定数特別委員会の報告を終わります。

No.12 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

ただいま、報告されました陳情7件について順次、採決に入ります。

初めに、陳情第4号について採決を行います。

陳情第4号に係る委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.13 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択と決しました。

続いて、陳情第5号について採決を行います。

陳情第5号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第5号についてお諮りいたします。

陳情第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.14 ○議長(矢野清實議員)

賛成少数であります。よって、陳情第5号は不採択と決しました。

続いて、陳情第6号について採決を行います。

陳情第6号に係る委員長の報告は趣旨採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.15 ○議長(矢野清實議員)

賛成多数であります。よって、陳情第6号は委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。

続いて、陳情第7号について採決を行います。

陳情第7号に係る委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.16 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択と決しました。

続いて、陳情第8号について採決を行います。

陳情第8号に係る委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.17 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第8号は委員長報告のとおり採択と決しました。

続いて、陳情第9号について採決を行います。

陳情第9号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第9号についてお諮りいたします。

陳情第9号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者なし)

No.18 ○議長(矢野清實議員)

賛成者なしであります。よって、陳情第9号は不採択と決しました。

続いて、陳情第10号について採決を行います。

陳情第10号に係る委員長の報告は趣旨採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.19 ○議長(矢野清實議員)

賛成多数であります。よって、陳情第 10 号は委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。

以上で諸報告を終わります。

日程2、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

認定議案第1号から認定議案第 10 号までの 10 議案を一括議題といたします。

特別委員会に付託しておりました認定議案について、お手元に配付いたしましたとおり、委員会報告書が提出されておりますので、その審査結果について委員長より報告を願います。

伊藤 清決算特別委員長、登壇にて報告を願います。

No.20 ○決算特別委員長(伊藤 清議員)

議長よりご指名がありましたので、決算特別委員会の報告をいたします。

本決算特別委員会は、去る9月7日付で付託されました認定議案 10 件について、9月 16 日及び 17 日の2日間にわたり、全委員及び市長以下各部長、部次長、課長、監査委員出席のもと、委員会を開催いたしました。

それぞれ長時間にわたり慎重に審査をされており、また多くの議員にも傍聴をいただきましたので、審査状況等については、既にご承知のことと存じます。

簡潔にご報告することといたしますので、あらかじめご承知おき願います。

初めに、本委員会の進め方につきましては、初日に一般会計の説明及び質疑を行い、2 日目に各特別会計の説明及び質疑を行った後、討論及び採決を行いました。

なお、採決の結果、認定議案第1号から第 10 号は、すべて認定すべきものと決しましたので、まずもってご報告を申し上げます。

それでは、1日目の認定議案第1号の一般会計の主な審査内容をご報告いたしますが、何分にも広範囲にわたっておりますので、質疑についての主な答弁のみご報告いたしますので、よろしく願いをいたします。

最初に、現金の保管及び一時借入金の状況並びに財産の保管及び移動状況について、会計管理者より説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、一般会計の歳入全体について行政経営部長より説明を受け、質疑に入りました。

主な答弁としては、地方特例交付金の中の特別交付金は、恒久的な減税を補てんする減税補てん特例交付金が、18 年度で廃止されたことに伴う経過措置として、19 年度から 21 年度まで交付されたものです。

減税補てん債の償還部分は、交付税の中で算定されています。

減税補てん債は一般財源を充てて返還しています。

21 年度末の減税補てん債の残高は、約 18 億 2,000 万円です。

財政調整基金の県内での順位は、平成 20 年度において 35 市中 35 番目になります。

基金残高は 35 市中 32 番目になります。

19 年度と 20 年度の決算の比較をすると、歳入が減って逆に歳出が増えているので、その差のかい離が繰越金になります。

福祉医療費高額療養費還付金は、過年度の社会保険からの還付金で、高額療養費が各保険者から還付されたものです。

市民菜園の利用状況につきましては、平成 20 年度が 6カ所 149 区画、平成 21 年度が 5カ所 133 区画となっております。

学校教育費雑入は、漏水減免の還付金として、142 万 6,362 円です。

漏水減免還付金に係る漏水金額につきましては、336 万 1,537 円であります。

等の答弁がありました。

次に、一般会計の歳出に入る前に、職員の人件費について、一括して行政経営部長より説明を受け、質疑に入りました。

主な答弁としては、超過勤務手当で 1 人当たりの平均時間数が 200 時間を超えている課は、収納課が 352 時間で税の負担公平のための督促事務、企画政策課が 254 時間で定額給付金の事務、出納室が 224 時間で育児休業取得職員の仕事の割り振りであり、限られた職員で職員配置を配慮しています。

臨時職員は、4月1日現在で比較すると 20 年度が 438 人、21 年度が 450 人で 12 人の増です。

賃金は 20 年度が約 5 億 300 万円、21 年度が約 5 億 3,000 万円で、約 2,700 万円の増です。

増えた主な理由は、緊急雇用創出事業により臨時雇用が増えたためであります。

再任用の職員は、長年培った能力や経験を活かして適材適所で配置しています。

再任用職員、臨時職員の年間の収入額であります。再任用で約 290 万円、臨時職員は単価契約で契約していますので、130 万円から 260 万円で、平均 200 万円くらいになります。

地域手当は国が定めているもので、都市部と農村部の生活レベルの違いにより定められており、豊明市も国に準じています。

保育園の超過勤務の増えた主な要因ですが、問題行動のある園児も増えており、職員でのケース検討会を持ち、話し合いをしており、時間外の増になっています。

等の答弁がありました。

次に、一般会計の各歳出についてであります。各款ごとに区分し、それぞれ説明を受けた後、質疑に入りましたが、以下、同様に主な答弁のみご報告いたします。

1 款 議会費について主な答弁としては、需用費の流用は消耗品費の追録代であります。

旅費の約 30 万円の執行残につきましては、各常任、特別委員会の行政視察の執行残

になります。

等の答弁がありました。

2款 総務費について主な答弁としては、臨時職員の賃金で、平均 200 万円以下の人数は、平成 21 年度では臨時職員 530 人みえますが、461 人が該当します。

定額給付金給付事業における未申請者世帯数の日本人 449 世帯は、独身者の若者世帯であります。

企画費で対前年度比が 671%になりました大きな要因は、企業誘致現況調査を実施したためであります。

事務量に見合った職員配置につきましては、行政改革の一環として人件費の削減を行ってきました。市民生活に影響するところは、減らさないように配置しています。

行政評価事業において、平成 21 年度分の事務事業評価は、現在、取りまとめ中であり
ます。

業務改善運動は、目標 30 件に対してエントリーが 16 件ありました。

業務改善運動は採用する、採用しないという制度ではなく、市役所全体でその改善内容の情報を共有する制度であります。

財産管理費の需用費の不用額の約 777 万円の主な要因は、庁舎の電気代が冷夏により約 229 万円減したこと、公用車の修繕料が約 72 万円減したことであります。

税務総務費の税の減免について、雇用保険の受給者より把握している減免件数が 66 件であります。

徴収費で滞納者には納税相談をしています。借財などがあり、苦しい場合には、債務の整理の方法などアドバイスしていますし、市民相談など案内しています。

市民活動推進費で約 800 万円減している主な要因は、集会所建築等補助金が 647 万 7,000 円減したためであります。これにつきましては、新設等は認めないことにより、また、緊急的な修繕以外は支出がなかったことによります。

豊明まつりの委託料は、夏まつりに 300 万円、秋まつりに約 285 万円となりました。

市長への手紙等の件数の減少は、アイデア五輪の実施により減少したと分析しております。

等の答弁がありました。

3款 民生費について主な答弁としては、障がい者就労支援奨励費の内容につきましては、就労支援移行事業、就労継続支援事業及び通所授産施設を利用する障がい者に対して、障がい者の就労意欲の向上と継続的な活動を支援するものであります。

支給金額は 1 日 175 円で、月額上限は 3,750 円を補助するものです。決算額は 162 万 6,000 円ほどであります。

扶助費の住宅手当は、雇用情勢の悪化に伴い、21 年 10 月から新しく創設された住宅手当緊急措置事業です。国の補助金 10 分の 10 を受けて、派遣切れや雇用切れの住宅を喪失するおそれのあるものに対して、直ちに生活保護にならないよう住宅手当を支給し、就

労機会の確保に向けた支援を行ったものであります。

民生委員の内容別相談・支援件数が減少した要因は、記録について正しく勉強していただき、それに基づいて整理した結果、下段のその他の活動件数の地域福祉活動、自主活動に、高齢者の見守りが 1,000 件ほど流入したものであります。

移動支援事業に関する国と県の補助金は、基準から 30%ほどカットされております。移動支援の利用者は 93 人で、30 時間を超えた方は、9月に1名だけであります。

施設入所、通所に要した金額は2億 8,555 万 9,064 円です。合計 140 名のうち、市内の施設へ 82 名、市外の施設へ 58 名、入・通所されており、市外施設利用者は 41%です。

6月補正にて国の地域活性化・緊急経済対策臨時交付金で、小規模老人憩いの家等 27カ所にAEDを設置し 937 万 1,661 円、またトイレの改修で便座や手すりの整備をし、430 万 5,000 円の実績であります。

タクシーチケットは1年に 48 枚を交付しています。19 年度が 147 名、20 年度が 140 名、21 年度が 115 名と確かに減少しております。

安否確認は、現在は宅配給食、乳酸菌飲料の配布以外にありませんが、新聞販売店からの情報や日本郵政のひまわりサービス事業の活用についても見ていきたいと思っています。

高齢者の外出支援につきましては、65歳以上の在宅の方で、公共交通機関の利用が困難な方が申請により利用しております。チケットの交付枚数は 5,280 枚で、利用枚数は 3,061 枚であります。58%くらいが使われております。

また、1人につき年間 48 枚交付し、初乗りの 500 円を補助しておりますが、ご利用になる方の事情もあつての執行率で、使い勝手が悪いということではありません。

保育料の滞納は 41 件、39 名で、金額にして 338 万 8,880 円です。

階層別ではほとんどの階層に滞納者がいますが、D6階層にはおりません。転出者や卒園時の保護者には催告書等の文書を送付し、在園児の保護者とは直接、納付について相談しています。

内山保育園では一時保育として非定型が4名、リフレッシュは1日に1名が利用しています。

一時保育の実施につきましては、2園目を検討しています。限られた保育士の中、障がい加配を優先せざるを得なく、さらに1園実施することはできませんでした。

しかし、その代替措置として平成 19 年から私立保育園1カ所において、未満児が定員になるまでリフレッシュ保育をしております。

通訳につきましては、平成 22 年では、保護者の相談やポルトガル語しかわからない児童に対しての話しかけなどを行っています。からたけ保育園と二村台保育園に通訳が通っております。保育園補助員は 10 園に5名で、1名が2カ所となります。非常に役立っております。

非課税独居の高齢者の福祉医療費は、税制改正の影響がどの程度あったか、詳しいこ

とは把握しておりません。

また、人数については、20年度の392人から300人へと減少しております。

等の答弁がありました。

4款 衛生費について主な答弁としては、乳幼児健診の受診率は、3カ月児健診から3歳児健診までの全体で97.5%の受診率です。

また、未受診者は、保健師による家庭訪問まで一元的に管理しております。クラスごとにダイレクトメールで通知をし、それでも未受診の場合は、電話等による連絡をしております。

連絡のとれない母子に関しましては、周辺の情報の収集のため保健師によるパトロールなどをして、センター内での協議、情報共有をしております。それでも親子の様子がかめないケースが1%くらいあります。これらは外国人が多く、国外転出や行方不明によるものであります。

子宮がん検診の受診率は15.1%です。

後期高齢者健診の実績が186名から662名と増えましたのは、生活習慣病者が受けられなかったものを、21年度から対応しました結果であります。

健康テレホン110番は、新型インフルエンザについての問い合わせが多く、実績が増えました。

環境監視員は2名であります。月20日、午前9時から午後5時までの間に、午前2時間、午後2時間のパトロール活動を行っています。

環境監視員の活動状況で項目ごとの実績は、野焼き61件、簡易焼却4件、不適切焼却7件、悪臭21件、騒音121件、不法投棄640件、雑草苦情105件、その他911件、合計で1,870件です。

環境基本計画の目標を2006年に見直し、毎年、前度比20グラムの減量を目標としております。また、事業系も見直し、2005年比で30%減量といたしました。

ごみ処理費の件ですが、可燃ごみの収集単価は、委託がトン当たり3万3,400円、直営がトン当たり3万5,900円、不燃ごみの収集単価は、委託がトン当たり3万1,300円、直営がトン当たり3万3,600円になります。

プラスチック製容器包装収集運搬委託料が減額となった理由は、パッカー車の実働時間を是正し、適正な時間にしたことによります。

合併処理浄化槽設置費補助金につきましては、設置が41基から38基に減ったことによるものと、10人、7人槽が減り、5人槽が増えたことにより、補助実績が減額となりました。

清掃総務費の決算額につきましては、東部知多衛生組合への負担金が減額となったことが減の要因であります。また、ごみの総量も減っております。

等の答弁がありました。

5款 労働費について主な答弁としては、緊急雇用創出事業費補助金の全体の執行状況は、13事業を実施しました。

緊急雇用者は 79 人で、新規採用は 71 人であります。市内の方が 44 人、市外の方が 27 人でありました。

緊急雇用創出事業費の歳出全体の執行残約 640 万円は、委託料は入札残であり、直接雇用は雇用日数などの実績後の執行残になります。

等の答弁がありました。

6款 農林水産業費について主な答弁としては、卸売市場近代化資金利子補給事業の補助金は、5年間の助成であります。平成 21 年度で終了となります。

農業委員のパトロールは毎月1回、総会の前に実施しています。また、各委員は自分の地区を毎月回っていますので、合計 24 回になります。追認した件数は1件であります。

土地改良事業の中の農地・水・環境保全向上対策支援事業負担金は、市の負担分が4分の1、国と県の負担分を合わせて勅使水系環境保全の会へ支払われます。排水路や道路美化活動のための負担金になります。

土地改良事業の中の農地・水・環境保全向上対策支援事業負担金は、勅使池の下流域の水路や道路の清掃活動であります。

等の答弁がありました。

7款 商工費について主な答弁としては、企業立地奨励金は、企業に3年間助成するもので、14 社に助成しました。税収は、総額で約1億 7,400 万円であり、奨励金の総額は約 8,430 万円でありましたので、結果的に約 9,000 万円の税収アップになりました。

商工業振興資金保証料助成金で、不受理の件数は2件であります。これは、国保税の滞納があったからです。また、10 万円超えで打ち切りになった件数は2件であります。

街路灯等維持管理事業費補助金が大きく減少している要因は、平成 22 年度に街路灯のLED化を図る計画がありましたので、修繕が無駄にならないよう最小限に努めたからであります。

等の答弁がありました。

8款 土木費について主な答弁としては、工事の変更契約の理由として、基本設計をもとに設計し、施工しますが、工事上の取り合いについて変更等が生じた場合に変更するものでありまして、地元の要望を聞き入れているものではありません。

橋梁点検調査業務は、15メートル以上の市道橋の調査点検を行いました。これは、修繕計画を立てて橋梁長寿命化を図るものであります。

民間木造住宅耐震診断事務事業が大幅に減少している要因は、前後地区を対象にローラー作戦で実施しましたが、昭和 56 年以前の建物の軒数が少ないことが挙げられます。

熊野豊明線の工事は、国庫補助対象事業費が2億 1,000 万円で、補助対象は工事費のほか、用地購入費や物件移転補償費も入っています。用地購入費が見込みよりも安価に済みましたので工事費に流用しました。国庫補助では、この流用も経費的に認められています。

フラワーボランティアの人数は約 270 人です。事務事業評価では増やす目標を立てていますが、参加者の高齢化による減少が見られます。

里親制度は、アダプトプログラムであり、14 団体の登録があります。

等の答弁がありました。

9款 消防費について主な答弁としては、土のう置き場等清掃委託は、水防倉庫が 119.5 平米、土のう置き場が 195.1 平米、豊明駅南駐輪場が 195.8 平米、防災倉庫が 220 平米、前後駅南駐輪場が 195.8 平米をそれぞれ委託しました。

火災、救急での出動で、ダブル・トリプル出動の件数は、21 年度 411 件ありました。そのうち、ダブルが 357 件、トリプルが 54 件、それ以上はありませんでした。

また、非常招集につきましては 37 件で、救急が 25 件、火災が 10 件、救助が 2 件でありました。

救急・火災出動で1日の出動回数で最も多い日は、14 件の出動がありました。

等の答弁がありました。

10款 教育費について主な答弁としては、小学校における要保護は 11 名、準要保護は 247 名、中学校における要保護は 5 名、準要保護は 150 名です。

教育振興費の支出額 224 万 320 円の委託料につきましては、小学校の学力検査の委託料であります。1、2 年生が 2 教科。3 年生から 6 年生までが 4 教科です。

単価につきましては、1 教科 160 円です。

アスベスト検査委託料は、耐震工事と関連がありません。教室の中には、天井裏に一部アスベストを使用した建材がある可能性があり、その追跡調査をしたものであります。

平成 21 年度における給食費の徴収率は 99.94%です。未納の場合は、給食費の引き落とし口座と子ども手当の受け取り口座を同じ口座にするなど、未払いに対応しております。

生活困窮世帯につきましては、学校と市が連携をし、就学援助を勧めるなどの PR をしております。

新型インフルエンザの影響につきましては、9 月から 12 月末までの学級閉鎖等により、小中学校合わせまして 1 万 2,264 食の欠食があり、金額にして 292 万 4,220 円でありました。

平成 21 年度の臨時教員は、各小中学校に 1 名の 12 名でスタートしましたが、4 月途中と 10 月に、中央小学校、栄中学校、沓掛中学校に加配し、15 名となっております。

臨時教員は 1 日に 4～5 時間の授業を持っている方がたくさんいます。1 日 1 時間から 1 時間半の間で打ち合わせをする必要がありますが、担任も授業があり、時間が取れないことがあります。低学年の補助を多くするなどして工夫をしております。

栄養教諭は平成 21 年度は栄小学校に 1 名配置しました。

臨時教員の 1 時間当たりの賃金単価は 2,910 円であります。

文化会館の自主事業の収益率は、実績報告書 93 ページの表で申し上げますと、ギター

演奏が 48.5%、ブラス&歌唱が 38.5%、ピアノ&サックス演奏が 49.1%、三味線演奏が 67.2%、文化の風企画事業が 63.8%となっております。

公民館講座のメニューを決定するに当たっては、他の課の事業と重ならないように調整をしております。今後も関係各課と連携をとって事業を進めてまいります。

文化会館の自主事業は、来場者の年代が偏ることがないように多彩なプログラムを選定しております。

また、入場料はできるだけ安価にしており、21 年度は 70%、22 年度は 80%に入場料を設定しております。今後は 100%まで行財政改革に基づき、段階的に上げていく計画です。

陶芸クラブの指導員の数は8名です。

陶芸教室は、1教室が3回あります。講師は、この間に何回か作業を行い、受講者の作品が3回の教室で完成するように、最後まで指導員に面倒を見ていただいております。

豊明市スポーツクラブの加入率は、平成 21 年度では 51%です。

スポーツ開放に係る管理業務委託につきましては、本来、地域の方々や利用者がみずから管理することが理想であります。しかし、遊び場としての開放も行っておりますので、見守りをする必要もあり、シルバー人材センターに委託しております。

等の答弁がありました。

11 款から 14 款までについては、質疑はありませんでした。

以上で1日目の一般会計についての報告を終わり、続いて2日目の9特別会計についての報告を行います。

特別会計についても、各会計の議案ごとに説明を受けた後、質疑に入りましたが、一般会計同様、主な答弁のみご報告いたしますので、よろしく願いをいたします。

認定議案第2号の国民健康保険特別会計について主な答弁としては、平成 21 年度の1人当たりの課税額は9万 3,833 円、1世帯当たりの課税額は 16 万 8,744 円です。また、加入世帯の平均所得は 223 万 1,000 円程度であります。

1人当たりの繰入金の額は、2万 9,716 円ほどになります。

国保税の収納率につきましては、現年分が前年度 90.27%から 21 年度は 89.38%と 0.89%悪化しました。

要因としましては、国民健康保険は、社会保険等のほかの健康保険に入れない方が加入する、いわば最後のとりでであり、低所得者や高齢者、無職の方などの加入も多く、それが滞納につながるものと思われます。

また、雇用状況の悪化による影響で収入が減り、保険税を納められない状況が以前に比べ多くなっております。不納欠損の件数は 267 件です。

特定健診につきましては、PRが広報のみであったことも影響していると思います。平成 21 年度は、個人通知をして受診率の向上に努めております。指導を受けた方の、その後の経過までは把握しておりません。

国保税の減免制度のうち失業や廃業によるものは、平成 20 年度は、前年所得と比べ所得が2分の1になる場合が対象で 74 件でした。21 年度は、基準が3分の2に緩和され 206 件となりました。

県補助金の保険事業補助金につきましては、個々の市町村の事情により交付されるもので、レセプトの点検結果などで算定しているものであります。

等の答弁がありました。

認定議案第3号の下水道事業特別会計について主な答弁としては、下水道使用料の賦課漏れで、不納欠損になったものは約 131 万円で、残りは約 250 万円になります。

下水道使用料の賦課漏れで、平成 21 年度に徴収できた額は約 35 万円です。平成 19 年に発覚した未賦課分の 853 万 7,160 円は、起算日よりさかのぼり過去5年分の金額であります。

公債費の繰上償還は、平成 19 年度より実施してきて、平成 21 年度末での削減効果の累計は、約3億円であります。

公債費の平成 21 年度の繰上償還額は、約4億 3,000 万円で、2件になります。

公債費の平成 21 年度の削減効果は、約1億 6,700 万円であります。

等の答弁がありました。

認定議案第4号の土地取得特別会計、認定議案第5号の墓園事業特別会計、認定議案第6号の老人保健特別会計については、質疑はありませんでした。

認定議案第7号の農村集落家庭排水施設特別会計について主な答弁としては、農村集落家庭排水施設の維持管理費は、1平米当たり約 110 円になります。

使用料が 19.6%増加しているのは、下水道料金と同様に、昨年7月に使用料を値上げしたことによります。

等の答弁がありました。

認定議案第8号の有料駐車場事業特別会計について主な答弁としては、使用料が減ったのは、前後駅南口の前後駅南地下駐車場で約 90 万円減ったことが要因です。

等の答弁がありました。

認定議案第9号の介護保険特別会計について主な答弁としては、経過措置の人数は経過措置希望調書で確認しますと、合計で 254 件です。軽度化したものが 233 件、重度化したものが 21 件であります。

認定審査決定通知で 30 日以内に通知ができなかった人数は 1,121 人です。

介護保険料の滞納繰越分の未納額は、703 万 7,400 円です。

階層別の滞納者数は、第1段階が2名、第2段階が 41 名、第3段階が7名、第4段階が 42 名、第5段階が 50 名、第6段階が 24 名で、合計 166 名であります。

滞納者には、償還払いの停止を行い、滞納額を支払い後にサービスを実施しております。また、ホテルコストの減額証の発行を停止しております。

保険料滞納による制裁措置については、1件であります。

給付利用につきましては、各階層別で第1段階が2名、3件、第2から第3段階が6名、10件、第4段階以上が2,725名であります。

介護給付準備基金の残高につきましては、平成21年5月末残高が3億4,363万9,042円でありました。21年度中に1,053万9,000円を取り崩し、保険料の軽減に充てました。これにより、保険料が3,900円が3,845円となり、55円安くなっております。21年度末に5,275万3,588円を積み立てました。これはサービス費の支出額が低かったためであります。

生活機能評価は8,617件の回答がありました。8,617件というのは、対象者1万1,409人のうち、75.5%に当たります。また、436名が特定高齢者と決定されました。

介護予防事業の参加率の低さの要因については、分析はしておりませんが、対策としては社会福祉協議会へ委託し、自立支援による訪問や電話連絡で参加を促しています。

等の答弁がありました。

認定議案第10号の後期高齢者医療特別会計について主な答弁としては、後期高齢者医療の保険料の滞納者数は36名です。

保険証のとめ置きにつきましては、13名でありました。

等の答弁がありました。

以上で各認定議案の質疑を終結し討論に入り、各委員より賛成、反対の討論がありました。委員会での討論は本日、改めて本会議場で詳しく討論されると思いますので、ここでの報告は省略させていただきます。

なお、採決については議案順に行い、委員会報告書のとおり、認定議案第1号、第2号、第3号、第7号、第8号、第9号及び第10号の7認定議案は、賛成多数により認定すべきものと、認定議案第4号、第5号及び第6号の3認定議案は、全会一致により認定すべきものと決しました。

以上で決算特別委員会の報告を終わります。

No.21 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.22 ○議長(矢野清實議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結いたします。

ここで、10分間休憩といたします。

午前11時1分休憩

午前11時12分再開

No.23 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

討論・採決に入りますが、討論については10議案を一括して行い、採決は各認定議案ごとに行います。

討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、石橋敏明議員。

No.24 ○9番(石橋敏明議員)

それでは、議長のご指名をいただきましたので、認定議案第1号から第10号までの豊明市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

平成21年度は、前年秋のリーマンショックに端を発した世界的な景気後退の波にのまれ、我が国も雇用情勢が急激に悪化し、大変厳しい状況であります。

本豊明市においても、税収の落ち込みなどで財政運営に必要な財源の確保が困難になった一方、雇用情勢の悪化に伴う社会保障関係経費の増加などに対応を迫られ、その厳しさは一段と増加しております。

こうした困難な背景の中で、一般会計、特別会計の決算合計の歳入は311億9,423万円余、歳出は301億201万円余、差引残高は10億9,221万円余の黒字計上となっております。

当市の財政の特徴は、借金に当たる市債は多くなく、他市に比べても少ないほうであります。預金に当たる基金が少ないとよく言われております。

このように苦しい中、平成21年度決算でも、基金の減少も約4,400万円の少額となりましたが、これは地域活性化・公共投資臨時交付金1億円を積み立てたために少額となったものであります。

このように財源不足を基金に頼ることで行政運営を行ってきました。しかし、この基金も残りが少なくなっている現状では、さらなる財源の確保、歳出の抑制を市当局に強く要望するところでございます。

この財源不足の原因の一つには、一般会計から特別会計への繰り出しがあり、繰出金の総額は約19億円で、前年比では約1億円の減とはなっていますが、一般会計に大きな影響を与えていますので、会計内で極力努力をいたどうか、なお一層の経営努力をお願いしておきます。

さて、平成21年度の一般会計決算においては、厳しい財政環境の下で、7億3,000万円

の実質収支を確保したものの、その内訳は引き続き厳しいものとなっております。

財政力指数は平成 19 年度は 1.00、平成 20 年度は 1.01、平成 21 年度は 1.01 と横ばいですが、平成 21 年度の単年度財政力指数が 0.99 となりました。平成 19 年度から交付税の不交付団体となりましたが、21 年度は交付団体となりました。

ご承知のように、歳入は基金の取り崩しで財源を確保した決算となりました。

続いて、歳入の根幹を占める市税収入が、前年度に比べ 3.1%減少。景気悪化の影響により3億 3,000 万円下回りました。

地方譲与税は約 1,100 万円減、地方特例交付金は 1,800 万円増、地方交付税は約 7,700 万円増となっております。

次に、国庫支出金は 17 億 8,000 万円増加しておりますが、これは主に定額給付金給付事業補助金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金によるものです。

繰越金は約 1 億 5,000 万円の減となっており、それも財源に大きく影響しております。

市債は 8,800 万円の増で、主な要因は臨時財政対策債であります。

厳しい歳入の中での決算であります。

歳出について、予算現額は約 192 億 8,000 万円余で、執行率 96.3%。不用額 5 億 9,000 万円余であり、執行率は前年度に比べ 4.7 ポイント上回りました。

不用額については毎年、高額水準を維持しており、当初予算時の精査不足が要因の一つに考えられる。安易な計画にならないようお願いします。

款別で主なものとして、初めに 2 款 総務費では、支出額が大きくなっておりますが、これは定額給付金によるものであります。

次に、3 款 民生費では、老人憩いの家に AED を設置したことや、青い鳥保育園の耐震改修工事に伴うもので、園児の安全確保につながる工事で評価いたします。

東海地震のことを考えますと、早期に最優先の事業として耐震補強工事の実施を強く要望いたします。

なお、国民健康保険特別会計繰出金 5 億 3,790 万円余、介護保険特別会計繰出金 4 億 4,900 万円余も、大きなウエートを占めております。

4 款 衛生費では、妊婦健診の無償化が 5 回から 14 回へ拡大したことは、少子化対策の上からも大いに評価します。

有機循環推進事業としての生ごみ分別収集地区世帯数の拡大を図ったことは、環境面からも大いに評価いたします。

しかし、堆肥センターの維持管理には多大な支出を要し、支出の抑制に最大限努力をお願いいたします。

次に、8 款 土木費では、前年に引き続き減少しておりますが、区長要望工事は市民生活に直接かかわることであり、厳しい財政の中ではあるが、できる限り対応を要望しておきます。

続いて、9款 消防費では、南部出張所の建設が終わり、支出額が減少しましたが、市民の安心・安全を守る観点からも、引き続き一層の努力を期待しております。

次に、10款 教育費の決算額は、総務費の次に伸びており、校舎の耐震補強工事や、耐震診断設計委託料の増加が原因です。

民生費では、保育園の耐震補強工事について要望しましたが、教育施設耐震化の最優先な工事として取り組むよう、ここでも強く要望しておきます。

続いて、12款 公債費については、前年比約 2,500 万円増加しており、ピークは、この平成 21 年度とのことですが、今後は新たな市債をできる限り押さえ、市債残高の減少に努めるようお願いいたします。

次に、特別会計として国民健康保険特別会計は、医療費の伸びなどで歳入歳出ともに前年比を上回っておりますが、一般会計からの繰り入れは約 6,000 万円減少となっております。当然ながら、特別会計は独立採算が原則であります。一層の経営努力を望みます。

また、収納率の悪化により収入未納額が増加しており、財源確保の観点からも、未納防止に努めなければなりません。

続いて、下水道特別会計では、歳入歳出ともに前年比を上回っておりますが、下水道使用料の改定により、一般会計からの繰入金は約 7,000 万円減少しました。使用料は下水道事業の大切な収入源であります。財源確保に、また市民の信頼確保に向け、努力をお願いいたします。

介護保険特別会計では、給付費総額が約 25 億 1,900 万円余で、前年比 4.2% 増となっております。

介護者に対し、包括的かつ継続的なサービス体制の構築を引き続き推進するとともに、未納対策にも力を注いでいただきたい。これについても強く要望しておきます。

平成 21 年度は、一般会計、特別会計の歳入合計は 311 億円余、歳出合計は 301 億円余で、ともに前年比を上回りました。大きな額となりました。

事業としては、すべての市民の安心・安全、市民の福祉の向上を図るものであります。財源不足を基金の取り崩しで対応する苦しい決算であったと思われれます。

しかし、下水道事業特別会計を始め、赤字決算になるものはなく、平成 21 年度一般会計、特別会計については適正と判断をいたします。

なお、厳しい財政環境の中にあって、税・使用料などの未納防止策を徹底させ、財源確保を重ね重ね要望をいたします。

また、限られた財源を最大限に活用し、社会経済情勢の変化を的確に見きわめながら、市政全般にわたりバランスのとれた施策の展開を図られるよう、当局が最大限の努力をすることを期待し、認定議案第 1 号から第 10 号までの賛成討論といたします。

続いて、一色美智子議員。

No.26 ○4番(一色美智子議員)

それでは、議長のお許しをいただきましたので、認定議案第1号 平成21年度豊明市一般会計と特別会計認定議案第2号から第10号までの歳入歳出決算認定について、公明党市議団を代表いたしまして、賛成の立場で討論をいたします。

平成20年9月のリーマンショックに端を発した景気後退は、我が国においても例外なく襲いかかり、外需に加えて国内需要も停滞し、景気の後退により雇用情勢が悪化し、大変厳しい財政状況でありました。

民主党の代表選を待ち構えていたように、為替市場では円が急騰、15日にやっと円売り介入が実施され、為替相場は1ドル82円86銭から一気に円安ドル高になりました。

リーマンショックからちょうど2年がたち、100年に一度の危機は、まだ乗り越えられていません。余震やまずの状態にあります。ドバイショックも、ギリシャショックも、その余震のあらわれといえます。

地方財政も税収の落ち込みなど、財政運営に必要な財源の確保が難しくなった一方、借入金残高の累積やその償還負担の増加、少子高齢化の進展や雇用情勢の悪化に伴う社会保障関係経費の増加などに対応を迫られ、その厳しさは一段と増しております。

決算状況では、一般会計、特別会計の合計の歳入は311億9,423万円余、歳出は301億201万円余、差引残高は10億9,221万円余、翌年度へ繰り越すべき財源の1,737万円余を差し引いた実質収支額は10億7,484万円余、すべての会計で実質収支が黒字であり、当局の努力の跡がうかがえます。

平成21年度の一般会計決算におきましては、厳しい財政環境のもとで7億3,722万円余の実質収支を確保いたしました。

歳入においては、その根幹を占める市税収入が前年度に比べ3.1%、3億3,179万円余の減と、非常に厳しいものとなっております。収納率においても0.9ポイント下回っております。

また、歳出でも経費の節減、合理化により、歳出抑制に努められたものの、歳入を確保するため、基金からの繰入をせざるを得ないなど、非常に厳しいものでありました。

この厳しい財政環境のもとで、市税を始め収納率を向上させるなど、自主財源の確保や積極的な国庫補助金の活用を図るなど、財源確保に向けた執行部のさらなる努力を期待いたします。

単年度の財政力指数は、平成19年度に1を超えてから、20年度は1.01、そして21年度は0.99となり、交付税が2年ぶりに交付されることとなりましたが、喜ぶことも安心することもできないものであります。今後も財源の確保に非常に厳しい状況であります。

次に、国庫支出金17億8,000万円余の増と大幅ですが、これは定額給付金給付事業によるものであります。

繰越金は約1億 5,000 万円の減となっております。これも財源に大きく影響をしております。

市債は 8,800 万円余の増で、主な要因は、臨時財政対策債が増加したのによります。このように厳しい歳入の中でやりくりしてきた決算であると思います。

初めに、自動体外式除細動器、AEDを分庁舎に設置し、これで市内公共施設 13カ所に設置され、市民の緊急時に対応できると評価をいたします。

次に、二村台保育園と西部保育園の耐震改修工事が施工され、園児の安全確保につながる工事と評価をいたしますが、中国・四川省の地震のことを考えますと、最優先の事業として早期に全施設の耐震補強工事の実施を強く要望をいたします。

また、財政状況が厳しい中、妊産婦健診無料化を5回から 14 回に、女性がん検診の無料化を始められたこと、市内小中学校ICT備品、電子黒板、デジタルテレビ購入事業を実施されたことは、高く評価をいたします。

教育の関係では、校舎の耐震補強工事や耐震診断設計委託料が主なものですが、保育園の耐震補強工事と同時に、教育施設の耐震化も最優先事業として取り組んでいただくよう、強く要望をいたします。

国民健康保険特別会計は、医療費の伸びなどで歳入歳出ともに前年比を上回っており、また一般会計からの繰入金は約 6,000 万円ほど減少しております。

なお、収入未済額は増加しておりますので、未納防止策に努めていただきたい。

下水道事業特別会計は、歳入歳出ともに前年比を上回っており、また一般会計からの繰入金も約 7,000 万円減額しております。

下水道使用料については改定がありましたが、使用料は下水道事業の大切な収入源でありますので、財源確保に努力をしていただきますようお願いを申し上げます。

一般会計と特別会計を合わせた全会計の歳入 311 億円余及び歳出 301 億円余は、ともに前年を上回っており、大きな額となっております。それらの事業はすべて市民サービス、市民の福祉の向上を図るものであったと理解をしております。

財源不足を基金の取り崩しで対応する苦しい決算であったと思われませんが、下水道事業特別会計を始め赤字決算になるものはなく、平成 21 年度一般会計、特別会計の決算については、適正と判断をいたします。

最後に、来年度の財政状況も大幅な財源不足が見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。新年度予算編成においては、市民生活に大きな影響を与えることなく、大胆だけではなく、細心の注意を払って、既存事業の見直しに取り組んでいただきたいと思っております。

以上で認定議案第 1 号から第 10 号までの賛成討論といたします。

No.27 ○議長(矢野清實議員)

続いて、山盛左千江議員。

No.28 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、市政改革の会を代表いたしまして討論をいたします。

平成21年度決算認定におきましては、一般会計、有料駐車場特別会計、後期高齢者医療特別会計に対し反対をいたしまして、その他の会計については賛成するものであります。

議会の決算審査は、使われた予算の効果や成果を見るものであります。評価できる点も多々ありましたが、討論ではそこを割愛し、平成23年度予算につなげていただく意味もあり、反省点、改善すべき点のみ申し上げます。

まずは総評から、長引く景気の低迷により、平成21年度の本市の財政状況は深刻さを増しました。決算額は前年比約15億円膨らみましたが、増額の理由は、前年度から繰り越された定額給付金や国からの臨時交付金、さらには借金の増額によるものであります。

大企業が少ないことで他市に比べ、不況の波をあおりながらも、被害は小さく済んだといえますが、市の自主財源であります市税は、約3億3,000万円の減収となり、またもや財源不足は基金の取り崩しで賄いました。

平成21年度の県の集計が間に合っていないため、20年度の結果ではありますが、財政調整基金は県内35市中最下位、基金全体でも下から2番目という最悪の状態に陥っております。

また、平成21年度から下水道料金の値上げが実施され、厳しい市民の家計を圧迫いたしました。

財源不足を基金の取り崩しや値上げでしのぐのならば、だれにでもできます。無駄の排除、効率のアップに取り組んでこそ、評価されるのだと私は考えております。

また、不況の影響は市の財政も圧迫いたしました。それ以上に民間の企業の倒産や失業、経営悪化、サラリーマン等の給料が減るなど、市民の家計を直撃いたしました。

行政は市民の暮らしを守ることを優先し、適切な対応がとられたのだろうか。緊急雇用の交付金についても、豊明市民の雇用確保につながらなかった部分もあり、市民の痛みの解消には生かし切れていないという印象が残っております。

総論はここまでといたしまして、内容に入ります。

1つ目として、無駄な執行はなかつただろうか。効果を上げるために最善の方法がとられたか。コスト削減に可能な限り取り組んだか。1つ目はこういった視点について、決算審査を行いました。

2点目としては、行政と市民、いわゆる官と民の事業区分は適正であったか。

3点目は、みずから掲げた目標が達成できたか。また、達成のための努力は十分であったかという点で見えてまいりました。

次年度の予算に向けて改善されたい点を、ここで5点申し上げておきます。

まず、1点目といたしましては、民間に比べコスト意識が薄い。ノルマが課せられていな

いためか、成果への重視が薄いためか、漫然と予算が消化された事業も多々見受けられました。

例えば、公園の維持管理や公共施設の管理、不登校児童生徒の適応教室、高齢者の外出支援や安否確認などは、改善の余地があると考えます。

特に、委託や補助金、民間ボランティアの活用などが混在している事業については、その内容を再検証し、可能な限り協働へとかじを取り、効果、効率を上げるよう求めておきたいと思います。

2点目としましては、各課や関係団体の連携、情報の共有の不十分さが、実質低迷の要因になっているという点です。縦割りの弊害をなくし、二重行政を行わないという点について努力を期待したいところです。

少し例を挙げさせていただきますが、無断農地転用については、税務課がパトロールで21年度中に8件発見しておりますが、農業委員会のパトロールでは1件しか見つけれませんでした。情報を共有していないため、多くの農地が放置された状態にありました。

また、公共工事の成績評価につきましては、基準点を取れなかった工事が1割弱ありましたが、その結果は先方に通知されるだけで、指導や入札の選定などに反映されておらず、せっかくの評価の作業が生かし切れていないというふうに感じております。

市民向け講座についても、各課がそれぞれに開催をしております。連携を求めるところです。

国保のメタボ健診や介護保険の予防参加率の低さについても、地域や関係団体との連携を強化し、実績を上げていただきたいところです。

3点目、人件費の削減による財源確保はできたと思います。

ニーズや対象者が増加している福祉や保育、教育現場では、依然、人手不足が解消されておられません。その不足分は臨時職員に頼るわけですが、21年度は定年退職した職員や警察官、校長の受け皿として、高賃金が支払われました。

経験や専門性が求められる部分は仕方ないにしても、雇用が社会問題となっているときに、無神経なOB活用は控えるよう指摘しておきます。

4点目、これまでメスが入れられずにきたものとして負担金があります。ごみ処理や下水処理の負担金を除き、財団法人や〇〇協会、〇〇同盟会などへの会費として支払われた負担金は、約2,000万円にも上ります。

その中に、官僚の天下りを受け入れている団体や、事業が少なく収入の半分を次年度の繰り越しに回している団体、職員の平均給与が1,000万円にも上る団体などがあり、負担金を支払う必要性や、その額に疑問を感じております。

担当にも同様の認識があるようで、ほっとしておりますが、関係市町と連携し、見直しに取り組むよう求めておきます。

5点目、本市は平成18年より行政評価制度を導入しております。400を超える各事業に達成目標を設定し、コスト計算を行い、事業の優先順位を検証し、改善や廃止といった事

業仕分け的効果をねらうものとして、市は位置づけております。

しかし、事業の継続が7割を超え、改善、見直し、廃止が余りにも少ない。これを前例踏襲と言わずに、何と言えはいいのでしょうか。掲げた数値目標は飾り物でも、夢でもありません。達成への意識の薄さがうかがえます。

このままでは毎年、膨大な作業時間を費やしている行政評価自体が、無駄の根源ともなりかねません。何のために評価をしているのか、そのことを忘れずに努力を期待するところです。

特別会計については反対するもののみ触れておきます。

有料駐車場特別会計は、月極駐車場の造成など収入源を増やしたものの、前後駅地下駐車場の利用低迷により減収となりました。相変わらず借金の返済を一般会計に頼る結果であります。

駐車場経営は、市民の暮らしに不可欠とは言いがたく、行政が多額の投資をしてまで行う事業とは言えない。私たちは以前よりそのように申し上げてまいりました。私たちは無駄な公共工事の最たるものとして、この事業をとらえております。こうした無駄な公共工事を繰り返さない意味も込めて、反対いたします。

後期高齢者医療特別会計については、新政権により制度の見直しが表明されておりますが、いまだ手がつけられておりません。お年寄りいじめ、うば捨て山で名高い本制度には、反対の姿勢をとっておりますので、本会計にも反対をいたします。

いろいろ厳しいことを申し上げましたけれども、市長の公約である三ム主義、入口主義から出口主義へ、前例踏襲からの脱出は、それぞれがどのように実行されていったのか、注目して決算審査をいたしました。

市長の気持ちは高いものがありなんでしょうけれども、空回り、いら立ちを覚える部分もあったらうと心中をお察し申し上げます。

ただし、リーダーシップが発揮仕切れていなかった結果という評価を下すしかありません。

平成23年度、今期最後の市長の予算編成となります。悔いを残さないよう、ただいま申し上げましたことを参考に、市民の納得する予算編成へとつなげていただきますことを要望し、討論を終わります。

No.29 ○議長(矢野清實議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.30 ○22番(前山美恵子議員)

では、日本共産党から決算の討論をさせていただきます。

認定議案第1号 一般会計、第2号 国民健康保険特別会計、第3号 下水道事業特別会計、第7号 農村集落家庭排水施設特別会計、第9号 介護保険特別会計、第10号

後期高齢者医療の特別会計に反対をし、その他については賛成とし、討論をいたします。
一般会計について、まず討論をさせていただきます。

21年度は、年度途中に自公政権から民主党政権に交代した年であり、当初は国民から期待をされましたが、結果的には失望の中で22年度に引き継がれることとなりました。

派遣切りで職を失った労働者やその家族、資金繰りの悪化や仕事の減少で苦しい事業を強いられている中小業者など、市民の生活がぎりぎりの状態にある中、国や豊明市はこれらの声にこたえてきたでしょうか。それが問われる年度となりました。

21年度の決算では、前年度に引き続き小中学校や保育園の耐震補強への取り組み、消防署南部出張所の稼働開始、妊産婦健診や特定健診の拡大、子育て支援センターの増設、特別支援員の増員等々、幾つかの前進した施策があり、この点については率直に評価をしたいと思います。

さて、決算を認定できない理由を申し上げますが、第一には、国の財源補償の問題であります。三位一体改革や構造改革により、地方に配分されるべき財源を、強制的に引き下げているということでもあります。

地方交付税を交付するに際しては、基準財政需要額と基準財政収入額が算定され、その差額が交付税額として交付されますが、基準財政需要額が不当にしか思えないような方法で低く押さえられております。

それに加え、国が行っている恒久減税の減収分は、減税補てん債を立てて、後に交付税で補償されるべきですが、3年間の特別交付税が交付されただけであり、最終的には本市が恒久減税の責任を持つことになっているわけであり、これらについては、国でしっかりと責任を持つべきであるということ、ここで指摘をしておきます。

2点目として、職員定数の問題です。

大量退職の時代を迎え、十分な職員採用をしないことから、職員定数が528人まで落ち込み、逆に非正規職員が、21年は緊急雇用の関係も含まれますが、結果的に530人までに増加をし、しかも非正規職員の約8割強の人が、年収200万円程度の官製ワーキングプアと言われる状態にあります。

また、正規職員も削減された中で、住民要求に伴う業務量増加や福祉制度の小刻みな変更、福祉施策実施等で仕事量が急増をしていますが、時間外は削減に努力することを課せられており、業務をこなしていくには無理が生じていることになりました。

本来、職員数が業務量に見合った配置がされているかどうかを検証するべきですが、放置されたままのことです。

住民の権利を守る仕事にある職員の労働条件の改善なしでは、住民の権利は守れません。行き過ぎた定数削減は停止をし、正規職員の増員をすべきと申し上げておきます。

3点目として、住民の生活がリーマンショック以来、極端に悪化をし、生活が苦しいと訴えられる市民が増えてきました。17年度からの増税に続き、20年度の年金からの非課税限度額の全廃で可処分所得が減少をし、住民税が払えない市民が増えてまいりました。

17年度に2,040人の滞納者に対して、20年度は3,420人、21年度は4,181人と、17年度と比較をしても2倍以上になり、納税に苦しめられる市民の姿が見えてまいります。

その一方で、証券優遇税制など金持ち優遇税制によって、巨万の富を得る仕組みが続けられており、貧富の格差がますます拡大をしております。

これら不公平税制は是正をし、本市としては住民に対しての減免制度を拡充することを求めています。

4点目として、福祉の後退についてであります。

まず、20年度までに年金者に対する幾つかの増税が行われましたが、それに波及をして非課税から課税者になることによって、高齢者の福祉施策、外出支援事業や医療給付事業、住宅改修事業などが受給できなくなった高齢者の問題は、置き去りにされたままであります。対策が必要ですので、ここに申し上げておきます。

さらに、健診制度では疾病の早期発見、早期治療は大切であります。ここで後期高齢者の健診率が、糖尿病患者などの制約が外されたことにより大幅に伸びましたが、子宮頸がん検診率はわずか15%であります。検診率の引き上げに努力を求めるとともに、ワクチン接種の助成制度が必要とされます。ぜひ、来年度には実現されることを、ここに申し上げておきます。

6点目に、教育現場では、労働安全衛生法で教員の在校記録をもとに、衛生管理医師の診断を仰ぐことになりましたが、在校時間の把握のための記録が実施されていない状況です。

ただ、これを反省して、今年度から記録簿がつけられるようになったことは、遅れたとはいえ、改善に向け一歩前進と考えます。

また、教育現場では時間給賃金の補助教員が存在をしますが、正規教員として採用すべきであります。

また、1日4時間から5時間勤務であり、担任と子どもの状態などの打ち合わせをする時間すら保障されておりません。大切な時間ですので、きちんと確保できるような体制を求めています。

なお、特別支援員の増員については評価をし、さらに拡充されることを求めています。

7点目に、消防関係では職員定数と関係をしてきますが、相変わらずの非番招集の多さが改善をされておりません。

さて、建物火災には消防力整備指針で消防ポンプ車に5人で乗ることになっています。本市では、時には先頭車両でさえも4人しか確保されず、後続車両には2人で出動する状態です。この状態では、現場で水を出す時間が遅くなることになり、その間に火の広がりが大きくなることにつながります。

南部出張所ができ、周辺地域では大変喜ばれているのですから、職員の増員を図り、文字どおり災害に強いまちづくりを目指していただきたいと思っております。

以上を一般会計の討論として、次に国保会計の討論に入ります。

長期の不況とリーマンショックによる経済不況で、貧困の格差が広がっており、このことは収納率の低下や滞納者の増加からも読み取ることができます。

このような経済状況の中、本市では国保会計に繰り入れを多くし、国保税の引き上げを押しえられたことは評価に値するものであります。

また、所得が急減した市民に対する減免制度が拡充されました。多くの市民が国保税の軽減が受けられたことにより、随分助かったのではないかと思います。

このことについては評価をしたいと思います。依然として高過ぎて払えない国保税については、賛成できないものであります。

さて、本市の努力に対して、国や県の国保に対する財源補償は後退を続けていますが、国保制度は国庫負担がなければ成り立たない制度であります。

ところが、過去に国庫負担を連続して削減をし、調整交付金でペナルティーをかけてきているのが現状であります。

また、国庫負担の一部は、県調整交付金に切りかえられてしまいました。

また、県独自の補助金も年々後退をし、今ではかつての20分の1程度しか補償されていないのが、現状であります。この後退した差額は、市民への保険税として跳ね返るのですから、国や県の責任放棄は許されるものではありません。

なお、生活困窮者が増加をする中でも、住民の健康と医療を保障する社会保障制度であることから、短期保険証や窓口とめ置きは、本来あってはならないことと考えますので、改善を求めるものです。

特定健診については、血清クレアチニンを追加されたことは理解をしますが、市民の健診に対する要求とは、まだまだかけ離れていると言わざるを得ません。改善を求めます。

次に、下水道特別会計の討論をいたします。

21年度の7月から資本費の25%を使用料から充当するために、下水道の値上げが行われました。予算のときにも申し上げましたが、資本費には都市計画税を徴収し、面整備のための受益者負担も徴収をして、資本費に充てているのですから、使用料を資本費に充てるべきではありません。

今回の値上げによって、まだ低所得者などに対する影響は、この決算からは見られませんが、いずれは問題が発生してくるのではないかと思います。

社会的弱者対策を立てるべきと考え、ここに指摘をしておきます。

次の農村集落家庭排水施設会計についても、下水道事業と同様の理由で反対討論をいたします。

次に、介護保険特別会計の討論をいたします。

この年度から第4期事業計画が始まりました。このときから認定が新方式に変わり、介護度が軽度に判定されるとの批判から、国は経過措置を講じて10月には小手先の改善をして見切り発車をしました。

この影響で、サービスが受けられなくなったとか、施設を退所せざるを得なくなったとか

の状況については、市で把握をされていないとのことでありますが、もともと介護保険制度で、高齢者の状況を直接把握するのは、ケアマネジャーに移ってしまったことから、このような弊害が生まれています。このことについては、何らかの手だてが必要であります。

介護保険料の滞納者で長期に滞納をしますと、サービス受給時に制裁措置が発せられますが、本市でもこのような事例が発生をしてしまいました。だれでもが介護サービスを受けられるような制度の創設が必要と考え、このようなことが二度と発生しないような減免制度の拡充や、低所得者対策が望まれます。

ところで介護保険は、保険料を払っても1割の利用料を払わなければなりません、利用料が高過ぎて払えない。そのためにやむなく介護サービスを控えるという傾向が、全国で起きているわけであり、

本市でも、各階層の利用状況を見ますと、非課税者の利用が極端に少ないのが現状であり、まさに保険あって介護なしの状況が浮き彫りになりました。

もともと、介護保険制度自体、問題がありましたが、年々改悪をされて、サービス外しが行われました。低所得者ほど、その弊害を受けているのが実態です。

多くの介護難民を生み出し、介護サービスを抑制させたことによって、基金が積み増しをされました。本市では3.8億円にもなっております。保険料の引き下げや利用料の減免制度に充てるべきと申し上げておきます。

後期高齢者医療特別会計について、これは75歳になると、これまでの国保や健保から強制的に切り離し、高齢者だけの医療制度に加入させる制度で、年齢で差別する医療制度を持っているのは、世界でも日本だけという差別医療であります、この制度が始まって2年目となりました。

収納状況では、既に36の方が滞納され、長期にわたる方も存在するようであります。滞納者の状況を市は把握をされておきませんが、滞納者の中には所得がゼロの方もいると思われ、

今のところ、資格証明書の発行は見合わせていただいておりますが、この制度が高齢者の生活を脅かす制度であることは間違いなく、即刻廃止をし、もとの老人保健制度に戻すことが望ましいのですが、政権が変わり、即刻廃止されるものと期待をしましたが、先送りになり、しかも今度は65歳以上に拡大する案が浮上しています。ますます高齢者を差別する制度であり、賛成ができません。

なお、窓口にとめ置きになっている保険証については、無保険状態を改善する上でも、高齢者のもとに送付することを求めています。

以上で決算の討論といたします。

No.31 ○議長(矢野清實議員)

続いて、杉浦光男議員。

No.32 ○6番(杉浦光男議員)

認定議案第1号から第10号について、すべて賛成の討論をいたします。

まず、総論的に申し上げます。

私は、この決算のもとになる予算に賛成をしておりますので、その予算がきちっと執行されているか、そして執行されただけではなくて、それによって担保される市民の利益がきちっと確保されたものであるかという点が、第1点。

それから、第2点としては、19年度、20年度、21年度の3年間にわたって行われました第1次アクションプラン、第5次行政改革における第1次のアクションプランであります。そのプランに沿って最終年度としてうまく締められているかという点であります。これが2つ目。

3つ目としては財政の健全化、一般質問でもよく質問させていただきましても、財政の健全化に向かっている、あるいは、そこに落ちることのできる決算であったかというふうを考えて、決算委員会に参加させていただきました。

その結果として、私は今、総論的な視点だけを申し上げましたけれども、すべて賛成という立場をとったのであります。

1～2、各論めいたことを申し上げます。

21年度の決算については人件費の抑制、これは採用人数と退職者との差で、かなり人件費は抑制されていくわけです。

人数は少なくなっていくかもしれませんが、その人数の少なくなった分で、サービスを落とさないで、あるいは、それ以上の行政サービスができるように期待をしていきます。

それから、当たり前のことですが、耐震化がきちんと進んでいるというふうには評価をしません。

それから、豊明市の将来を担う子どもたちのために、教育の面でいえば教育環境、なかんづく教師用のパソコンだとか、デジタルテレビ、電子黒板等も入れていただきました。それから、理科の備品も整ってきております。

それから、今後の課題でもありますけれども、ポルトガル語の通訳の先生だとか、それから特別教育の支援員だとか補助教員だとか、かなり充実してきたというふうには思っております。そういうものが予算化され、決算としてきちとなされているというふうには考えたわけでありませう。

それから、一般会計における起債残高の減少、これは約1年で2億円ぐらいずつ減少しているというふうには思っておりますけれども、この決算においても、そのようになっているというふうには私は考えました。

それから、今度は財政の健全化に向けてというところのことで、少し各論めいたことを申し上げますと、下水道会計でいいますと、一般会計からの繰入金はどうしても、まだ約8億円ぐらいあります。これは法定で許容される範囲でありますと、もう少し4億円、5億円だというふうには考えております。

だから、法定で許容される範囲の繰入額に近づけるように、今後とも努力していただきたいというふうに思います。

それから、アクションプランの実績報告で21年度の減額を見ますと、目標は5億円でしたが、実際は7億円ぐらい減額しているということでもあります。これも決算にそのようにあらわれてくるわけです。ということは、そういう意味では、かなり努力していただけたかなというふうに思っております。

もう一つ、この減額についていいますと、それと関連を持って不用額についていいますと、私は不用額というところに、いつもこの決算の場合は着目しております。

不用額というのは余るお金ですが、余る理由はいろいろありますけれども、一番いけないのは、予算を立てる段階で雑駁に立てて余ったよではいけません。

きちんと予算化して、なおかつ精査し、そして施策もきちんとやって、うまくお金を使って余ってくるというのなら、これはすばらしいことでもあります。そういう視点で、私は細かいところを見させていただきました。

そうすると、私が以前の決算委員会に参加させていただいて指摘したところが、かなり直っておりました。直っていたということは、予算の段階できちんと予算化し、決算の段階でうまくそれが出ているということでもあります。

それから、前後してしまいますけれども、妊婦健診を5回から14回、これは一つの事例ですけれども、全体の行政サービスを落とさないということの、一つのいい意味の視点だというふうに思います。

事業の見直しをして、それから、いろんな料金やなんかも切り下げていって、減収になるけれども、市民へのサービスが落ちたということでは何にもなりません。

そういう面では、市民サービスが落ちないように、アクションプランではかなりの減額がされておりますけれども、市民への行政サービスが落ちないようにお願いをしたいというふうに思います。

少し総論めいてしまいましたけれども、本年度の決算については、何回も繰り返しておりますけれども、私は賛成であります。

細かい数字は、この分厚い冊子を見ていただければわかるわけですが、本年度の決算に基づいて、次年度の予算編成につながるようになりたいなというふうに思います。

以上で賛成討論を終わります。

No.33 ○議長(矢野清實議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

初めに、認定議案第1号について採決を行います。

認定議案第1号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.34 ○議長(矢野清實議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第1号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第2号について採決を行います。

認定議案第2号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.35 ○議長(矢野清實議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第2号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第3号について採決を行います。

認定議案第3号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.36 ○議長(矢野清實議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第3号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第4号について採決を行います。

認定議案第4号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.37 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第4号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第5号について採決を行います。

認定議案第5号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.38 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第5号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第6号について採決を行います。

認定議案第6号に係る委員長の報告は認定であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.39 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第6号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第7号について採決を行います。
認定議案第7号に係る委員長の報告は認定であります。
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.40 ○議長(矢野清實議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第7号は委員長報告のとおり認定と決しました。
続いて、認定議案第8号について採決を行います。
認定議案第8号に係る委員長の報告は認定であります。
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.41 ○議長(矢野清實議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第8号は委員長報告のとおり認定と決しました。
続いて、認定議案第9号について採決を行います。
認定議案第9号に係る委員長の報告は認定であります。
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.42 ○議長(矢野清實議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第9号は委員長報告のとおり認定と決しました。
続いて、認定議案第10号について採決を行います。
認定議案第10号に係る委員長の報告は認定であります。
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.43 ○議長(矢野清實議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第 10 号は委員長報告のとおり認定と決しました。

以上で日程2を終わります。

ここで、議事の途中ではございますが、午後1時 20 分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時14分休憩

午後1時21分再開

No.44 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程3、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第 46 号から議案第 58 号までの 13 議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしておりました議案について、お手元に配付いたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について、それぞれ各委員長より報告を願います。

初めに山田英明総務委員長、登壇にてお願いいたします。

No.45 ○総務委員長(山田英明議員)

それでは、議長のご指名がありましたので、総務委員会に付託されました議案についての審査経過と審査結果をご報告いたします。

平成 22 年9月8日午前 10 時より全総務委員と市長並びに関係職員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

それでは、主な審査事項についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第 47 号 字の区域の変更についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑・討論もなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 47 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 48 号 土地改良に伴う字の区域の変更についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑・討論もなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 48 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 50 号 豊明市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑・討論もなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 50 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 51 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑・討論もなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 51 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 54 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第 3 号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

予算計上されていない繰越金は幾らかの質疑に、繰越金で予算に未計上は 3 億 6,700 万円余となりますとの答弁がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 54 号のうち、本委員会所管部分については全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第 56 号 平成 22 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑・討論もなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 56 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務委員会に付託されました議案の審査経過と結果についての報告を終わります。

No.46 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

続いて平野龍司福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

No.47 ○福祉文教委員長(平野龍司議員)

議長よりご指名をいただきましたので、福祉文教委員会に付託されました議案の審査内容と結果について報告をいたします。

去る 9 月 9 日午前 10 時より福祉文教委員と市長並びに関係職員出席のもと、委員会を開催いたしました。

初めに、議案第 52 号 豊明市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたしました。

本議案については、理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 52 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 54 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入り、主な答弁は次のとおりでございます。

インフルエンザ支援対策は、高齢者の低所得者が 2,100 人、それ以外の低所得者が 3,000 人、子どもの2回目の接種が 300 人と見込んでいる。

次に、テレビに掛ける保険料については、1台約 902 円で、10 月1日から翌年3月 31 日までの6カ月間である。

テレビ購入で、中学校で盗難に遭っているが、小学校費に計上してあるのは、小学校の空き教室分4台を中学校に移設し、既に備品登録の移管をした結果である。

私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の運用により調整率がかかっており、国庫補助が事業費の3分の1になっておらず、この件については、国に対し満額交付をするように要望している。

大狭間湿地整備費については、ホシザキ電機からの寄附金であり、お礼として看板やパンフレットに社名を記載し、PRしていくなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 54 号のうち、本委員会所管部分につきましては、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 55 号 平成 22 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑・討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 55 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 57 号 平成 22 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑・討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 57 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で福祉文教委員会に付託されました議案の審査内容と結果の報告を終わります。

No.48 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

続いて毛受明宏建設消防委員長、登壇にて報告を願います。

No.49 ○建設消防委員長(毛受明宏議員)

議長のご指名をいただきましたので、建設消防委員会に付託されました議案の審査内容と結果について報告をいたします。

去る9月10日午前10時より建設消防委員と市長並びに関係職員出席のもと委員会を開催し、5案件とも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告をいたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第46号 財産の買入れについて(消防ポンプ自動車(CD-I型))を議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、消防ポンプ自動車はCD-I型でダブルキャブ(ダブルシート)で、800リットルの水を搭載でき、道路狭隘地区である南館地区などへの出動に適している車両です。

装備品としては、電動ホースカー、3連はしご、空気呼吸器などを装備しています。

無線機は現在のを載せかえますが、ほかは購入します。

車種を想定して入札をいたしました。

入札辞退については業者の判断となり、業者の選定については指名業者選定委員会で決定しているので、措置は委員会にゆだねるところであり、今後においても辞退が続くようであれば、指名選定しないなどの措置をとるようにしていきますなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論として、今回の入札結果から車種を指定したが、競争原理が働き、予算に対して安価に購入できたことということで、賛成する。

火災時には一番の装備であり、万が一の場合、迅速な対応ができるよう早急に装備することを要望するなどの賛成討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第46号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第49号 市道の路線認定についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、阿野105号は現状、砂利道でありますので、舗装工事が必要となります。

阿野105号は私道で、周辺住民が利用し、以前より認定の要望が来ており、公道から公道へ通じる道でもありますので、生活道路として整備していく予定であります。

今後も地域住民が利用する生活道路でありますので、要望にこたえていきたい。

前後の2路線については舗装がされていますが、阿野の1路線は改良工事をしていくこととなります。

前後 52 号は、起点から国道1号線までは、名古屋市が路線認定しています。

前後 52 号と 53 号は通り抜けができますなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論として、工事が必要なものや整備後に移管されるものもあり、市民生活に必要なものであれば認めることになるが、予算も伴うことになる。今後、公共の用の度合いに応じて適正に進めていただくことを要望して賛成する。

消防ポンプ自動車が行けない道路もある。生活道路においても一定基準を定めて、必要のあるものは実施していくこと。また、基準を明文化し、担当がかわっても方針がぶれることなく継続していくことを踏まえて賛成するなどの討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第 49 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 53 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案第 53 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 54 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁としては、阿野町稲葉、平地の各一部でミニ区画整理を実施することになりましたので、調査測量設計する委託料を組みました。総合計画にも位置づけられており、地権者の同意が得られましたので、実施していきます。

阿野西土地区画整理事業は組合施行で実施していきます。中ノ割・西筋土地区画整理事業と同様で、都市マスタープランにも位置づけされており、委託料等は市の負担となります。

豊明市小規模区画整理事業補助金交付要綱によりまして、ミニ区画整理も同様に取り扱います。

事業開始後における補助金は、調整池の整備費が対象になります。

公社からの買い戻しは内山地区で、当初の公社予算に入っていますなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第 54 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 58 号 豊明市火災予防条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、議案

第 58 号 豊明市火災予防条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で建設消防委員会に付託されました議案の審査内容と結果についての報告を終わります。

No.50 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.51 ○議長(矢野清實議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、議案第 46 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 46 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.52 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 46 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 47 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 47 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.53 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 47 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 48 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 48 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.54 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 48 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 49 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 49 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.55 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 50 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 50 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.56 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 50 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 51 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 51 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.57 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 51 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 52 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 52 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.58 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 52 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 53 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 53 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.59 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 54 号については討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。
初めに、近藤郁子議員。

No.60 ○2番(近藤郁子議員)

議案第 54 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれに1億 1,181 万円追加され、歳入歳出予算総額は 179 億 6,911 万 7,000 円となります。

主だったものについて申し上げます。

初めに、文化会館開館以来初めて行う大がかりな音響設備改修事業費の総額 7,892 万 8,000 円のうち、今年度分として 2,302 万 5,000 円があり、その中には、新規に起債で 1,550 万円補正されております。

文化会館は年々予約を取るのも大変なぐらい、市民に多く活用されている大切な施設でありますので、不備のない設備のための予算は必要であると考えますが、建物及びこうした設備は必ず償却される期間があり、予測されるものであるため、そのための基金を設けることができると考えます。

次に、土木費、都市計画事業の物件移転補償費が、補償交渉の結果、520 万円も減額できたことは、より市民に受け入れられた改良工事であったことを推測するものであります。

ミニ区画整理のための調査測量設計等委託料の 520 万円の増額ですが、総合計画で推奨していることであるならば、補正予算で予算化するのではなく、積極的に行っていただきたいと考えます。

続いて、災害対策特殊ポンプ自動車の購入について、市民の安全確保の一端を担うもので、必要であると認めるものであります。国の方針が今年度に入り、950 万円未満の零細なものにはつかないと示され、予定していた国庫補助金が、この期に及んでつかなかったことは、まことに遺憾であり、県費補助でおおよそ半額の確保ができたことは、当局の努力によるものであると思いますが、今後、こうした事態がないとは言い切れないので、情報収集に努めていただきたいと思います。

次に、学校適正規模等検討委員会の新設事業は、11 人の委員に対しての報酬のための予算であります。この事業は子どもたちの環境の根幹にかかわる大切なことであると考え、形式だけにならないよう検討、審議をいただくように望むものであります。

次に、被害に遭う前に備えるべき学校備品等の保険料について、これは全額補助で購

入したデジタルテレビの購入価格の大きさが、被害に遭って補てんする時点で目につくというのも、皮肉な感もいたしますが、今後、他のものについても、保険が必要であるかどうかも検討を願いたいと思います。

次に、文化財保護事業については、市内企業の篤志により行うことのできる貴重な事業であり、市民を代表して感謝を申し上げるものであります。

今回の補正は、昨年の予算執行額から比べても想定内の補正額であると考え、賛成といたします。

No.61 ○議長(矢野清實議員)

続いて、山盛左千江議員。

No.62 ○15番(山盛左千江議員)

平成 22 年度一般会計補正予算に賛成の立場で討論をいたします。

補正増額は1億 1,000 万円余で、主なものは桜ヶ丘沓掛線の購入費 4,500 万円、文化会館の音響施設改修工事 2,300 万円、インフルエンザワクチンの生活保護や低所得者の接種費助成費は、4分の3が県の補助ではありますが、1,400 万円が主なものであります。

音響施設の総事業費は約 7,900 万円で、2年かけて会館の全音響が入れかえられるものであります。

当初、5年間のリースによる契約が予定されておりましたが、この音響機器に借金ができるといふ、そういう対象になったことにより、5,430 万円を借金で、2,460 万円を市の財源で充てることとされました。

借金が増えることは歓迎するべきことではございませんが、700～800 万円の全体としてコスト縮減になるという説明も受けましたので、賢明な選択ということで判断をいたしました。

インフルエンザの接種事業については、申請者に受診券を郵送し、接種者の負担をなくしたことを評価したいと思います。

また、大狭間湿地の事業は、ホシザキ電機株式会社と社長個人よりいただいた寄附で賄うことができたことには、大変感謝を申し上げたいと思います。

気になることといえば、盗難に遭った学校のデジタルテレビ6台の購入費であります。前回、19 万 5,000 円で購入しておりますが、今回は 27 万 2,000 円で見積もられております。同じテレビを購入するのですから、可能な限り、前回と同額で購入できるよう、入札の方法については努力をされるよう求めておきます。

学校適正規模等検討委員会報酬 16 万 5,000 円については、公募も含め 11 名の委員が、大規模校、小規模校両校の適正規模について協議をするための予算として計上されました。

今年度中に基本方針が出されるということですが、学校は子どもたちの学びの場であり

ますが、市民の施設でもあります。住民の意見も十分に吸い上げ、少子高齢化社会にふさわしい学校づくりとなるよう、十分な協議をされることを期待し、賛成討論といたします。
以上です。

No.63 ○議長(矢野清實議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.64 ○22番(前山美恵子議員)

議案第54号 一般会計補正予算について、賛成ではありますが、1点だけ申し上げておきます。

教育費について、学校適正規模等検討委員会委員の報酬が補正をされました。既に4月から学校教育課に学校適正規模を担当する課長職が配属をされ、今度は検討委員会を立ち上げて、いよいよ市内の小規模校や大規模校などの適正配置について検討するとの説明でした。

ところで、住民から募集したアイデア五輪で金賞に輝いたのが、学校の統廃合の提案でありました。そのため、豊明市第5次行政改革のアクションプランには、事業名で「小学校の統廃合」として示されることとなりました。

改革内容として、小学校における児童数の学校間格差を是正するため、児童や保護者、地域の声を聞きながら、学校規模の適正化を図ると説明されており、分野別のところには減量と効率化の推進の分野に含まれていることから、統廃合が先にありきとして進められるのではないかと危惧するところでもあります。

さて、この対象となる学校が2つの学校とされ、おのおの200人以上の児童が在籍をしています。これが果たして小規模校といえるのか、疑問を感じますが、ヨーロッパ諸国では学校規模は100人程度が当たり前であります。

そこで小規模校は、やり方次第ではきめ細やかな指導や行き届いた教育を行うことができます。今、一番考えなければならないことは、子どもたちを主体に置いて考えなければならないということです。

また、日本の地域のまちづくりは、小学校という単位でまとまっています。ですから、学校の統廃合が地域のコミュニティーを壊すことにもつながりかねません。

また、本市の予算を削減するために、統廃合を進めるというようなことがあってはならないと考える次第であります。

そこで、このようなことがないよう、ここに申し上げて討論といたします。

No.65 ○議長(矢野清實議員)

続いて、杉浦光男議員。

No.66 ○6番(杉浦光男議員)

議案第 54 号を賛成の立場で討論をします。

2点申し上げます。

1つ目は、文化財保護費でありますけれども、法人としてのホシザキ電機と、それからホシザキ電機の社長さん個人の両方から、寄附という形でいただいたお金を、大狭間湿地の保全のために使われるというふうになっております。大変いいことだと思います。

この大狭間湿地については、シラタマホシクサだとかサギソウ、ミミカキグサ、それから昆虫のハッチョウトンボ等ですね、貴重なものがあります。一度失ったならば、もとに戻りません。こういうものこそ、最低限度でも現状維持で保っていかなくてはならないものだと思います。

そういう点からして非常にありがたく、この寄附に対して感謝を申し上げたいと思います。

それから、受け手のほうの行政の長であります市長さん、受け手が必要ですので、市長さんにも感謝を申し上げたいというふうに思います。

それから2つ目は、教育振興費の授業補助員業務についてであります。

これは県の支出金ですけれども、豊明中学校が指定校でキャリア教育、あるいは体験学習ということでやっていくわけですが、この分野は、教育の分野でも非常に重要な分野だというふうに私は感じております。

これから大人になる子どもたちが、いろんな職業観を持って、いろんな体験をしていくということは、本当に何物にもまさるものではないかなというふうに感じるものでもあります。大変いい施策だと思いますので、教育委員会としても、よろしく願いを申し上げたいと思います。

以上です。

No.67 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 54 号に係る各委員長の報告は可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.68 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 54 号は各委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 55 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 55 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.69 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 55 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 56 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 56 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.70 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 56 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 57 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 57 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.71 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 57 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 58 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 58 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.72 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号は委員長報告のとおり可決されました。
以上で日程3を終わります。

日程4、議案上程・提案説明・質疑に入ります。

議案第 59 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

平野市民生活部長。

No.73 ○市民生活部長(平野 隆君)

議案第 59 号 豊明市手数料徴収条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本手数料徴収条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものでございます。

この案を提出しますのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い必要があるからであります。

まず、改正の趣旨等をご説明いたします。

改正されましたこの政令は、手数料の額について全国的に統一して定めることが必要と認められる事務と、その額について定めたものであります。

今回、改正させていただきますのは、消防法の規定に基づく手数料の部分についてであります。この政令の一部改正が、この9月8日に公布され、本年10月1日施行ということですので、関連する部分を改正いたすものであります。

消防法の関係でいいますと、危険物特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等に係る審査業務の効率化が図られたこと等により、実費に変動が生じていることが判明したことから、政令の一部改正がなされたものでありまして、当該タンク貯蔵所等の設置許可等に係る申請手数料の額が、おおむね9%引き下げられたことにより、所要の改正を行うものであります。

1枚はねていただきまして、内容の説明をいたします。

本則、この別表第3というのは、消防法の規定に基づく手数料が列記されている部分であります。

そのうち、別表第3の2、3行目から約11行目までは、消防法第11条第1項前段の規定による危険物貯蔵所設置の許可申請手数料について、12行目から、そのページの下から3行目までは、別表第3の6でいう消防法第11条の2第1項前段の規定による設置の許可にかかる完成検査の前の検査申請の手数料について、下から2行目から次のページ、最終まででありますけれども、この部分は消防法第14条の3第1項または第2項の規定による保安に関する検査申請手数料について、それぞれ手数料の額を定めるものであります。

なお、この改正の額であります。政令の一部改正で示された改正額と同額であることを申し添えておきます。

附則といたしまして、平成22年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

No.74 ○議長(矢野清實議員)

提案理由の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.75 ○議長(矢野清實議員)

これにて、議案第 59 号の質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第 59 号については、豊明市議会会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.76 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 59 号は委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.77 ○議長(矢野清實議員)

これにて、議案第 59 号の討論を終結し採決を行います。

議案第 59 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.78 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程 4 を終わります。

日程 5、意見書案第 4 号から意見書案第 6 号までの 3 件を一括議題といたします。

意見書案第 4 号から意見書案第 6 号までの 3 件について提案者より提案理由の説明を求めます。

平野龍司議員、登壇にて説明を願います。

No.79 ○7番(平野龍司議員)

議長よりご指名がありましたので、意見書案第 4 号から第 6 号までの 3 件について提案説明を行います。

それぞれ朗読をもって提案説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、意見書案第 4 号を朗読いたします。

30 人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書。

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援を必要とする子どもや日本語教育の必要な子どもが依然多く、適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも

直面している。これらの解決にむけ、子どもたちにこれまでも増してきめ細かに対応するためには、学級規模の縮小は不可欠であり、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編成を30人以下とすべきである。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、そのために、義務教育費国庫負担制度を堅持すること、また、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、本市議会は国に対し、平成23年度の政府予算編成にあたり、国段階における30人以下学級の実現と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月28日

提出先 内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣 殿

愛知県豊明市議会議長 矢野清實

続いて、意見書案第5号を朗読いたします。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書。

私立学校は、公立学校とともに県民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、愛知県においては、学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、「経常費2分の1助成(愛知方式)」、「授業料助成」など、各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、平成11年度に経常費助成が総額15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、単価は徐々に増額に転じてきたが、この2年間は減額され、ついに国からの財源措置(国基準単価)を下回るに至った。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。

さらに、今年度から公立高校が無償化され、私学にも就学支援金を実施されたが、県は深刻な財政難を理由に、県独自予算を大幅に縮小し、無償化対象は年収約350万円未満の家庭にとどまっており、父母負担の公私格差は大幅に広がっている。

父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたる県政の最重点施策でもあった。確かに、県の税収減など財政難には厳しいものがある。そうした時だからこそ、公私立間で均衡のとれた財政措置をとることが求められている。

よって、本市議会は県に対し、国からの支援金を加算し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる新たな助成制度を確立することを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 9 月 28 日

提出先 愛知県知事 殿

愛知県豊明市議会議長 矢野清實

続いて、意見書案第 6 号を朗読いたします。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書。

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和 50 年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっており、さらに、昨今の不況も重なって、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

このような私学を取り巻く厳しい状況の中で、都道府県における私学助成制度の土台となっている国の私学助成が果たす役割はますます大きくなっている。

また、今年度から「高校無償化」の方針の下、国公立高校のみが無償化されたとともに、私学へも一定の就学支援金が支給され、保護者の負担は昨年度より軽減したものの、今なお私学の生徒と保護者は高い学費、公私間格差を強いられている。

よって、本市議会は国に対し、国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するための就学援助金を一層拡充するとともに、併せて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 9 月 28 日

提出先 内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣 殿

愛知県豊明市議会議長 矢野清實

以上、3 件の意見書につきましては、議員全員の賛同をお願いして、説明を終わります。

No.80 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま、議題となっております案件は、いずれも意見書案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

初めに、意見書案第4号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.81 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.82 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、意見書案第5号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.83 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.84 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、意見書案第6号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.85 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.86 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で日程5を終わります。

ここで、お諮りいたします。お手元に配付いたしましたとおり、議員提出議案第5号が提案されておりますので、直ちに日程に追加し議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.87 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

山盛左千江議員、登壇にて説明願います。

No.88 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、議員提出議案第5号 豊明市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について提案説明をいたします。

地方自治法第112条第2項及び豊明市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。

提案の理由といたしましては、この案を提出するのは、豊明市議会議員の定数を改正する必要があるからであります。

1枚おめくりください。

上から3行目、議員定数を「22人」から「20人」に改めるよう改正するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行するものであります。

提案説明については、午前中、議決されました議員定数4名の削減を求める陳情と関係がありますので、その陳情の経緯も含めて提案説明をさせていただきたいと思っております。

この提案をするに当たっては、提案者の私と杉浦光男議員の賛成者を得、提出することができましたことも、ここで改めて触れさせていただきます。

議員定数の削減につきましては、今議会4名減を求める陳情が1万514名の署名とともに提出されました。

陳情者からは当初6名削減を予定していたけれども、議会の理解が得にくいとの判断から、4名に押さえて提出したと聞いております。

署名に応じる市民からは、半分でもいい。発言しない議員が多く、仕事をしていないのではないか。質の悪い議員は要らないなどと厳しい声、もっと減らすべきだとの声が多く聞か

れたとのことでした。

また、駅やスーパーマーケットの街頭活動では、1時間で約100名の署名が集まるほど市民の関心は高く、回数を重ねれば重ねるほど、その数は着実に増えていくことを実感されたそうです。

国会議員の選挙においても、定数削減がマニフェストに上がる時代、県内の市町でも定数削減や報酬減額の動きが活発化しております。名古屋市内の大規模な議会リコール運動も、マスコミで大きく取り上げられました。

常滑市では21人から15人に、6名減らす住民の直接請求が、1万638名の署名を添えて提出され、議員は3名減と報酬の減額を議員提案をし、可決いたしました。

常滑市と本豊明市議会には共通点が2つあります。

1つは、1万を超える市民の署名であります。もう一つは、忘れることができない4年前の全国都市問題会議抜け出しの問題です。

駅などで署名を集めていると、抜け出し議員は許せないと声をかけられたこともあるとのことで、富良野問題が議会議員へのアレルギーとして市民の中に残っていることを、再確認されたと伺いました。

議会としての決着のつけ方のまずさが尾を引き、定数削減という形になって、市民を向かわせたのでしょうか。本市においては、全国的な流れで議員定数削減の波が訪れたのではなく、来たるべくして来たということを私は感じております。

少数精鋭で活発な議会活動がなされたならば、4名削減しても影響はない。また、地域社会活動推進条例が施行され、地域のことは地域で解決する仕組みづくりが進められていきます。

市民参加、協働の推進から、コミュニティーや市民の声は直接、市に届けられる時代へと変わってまいりました。地域と行政のパイプ役を生命線としている議員にとっては、頭の切りかえが必要になるかもしれませんが、政治、文化、議員のあり方が変わる時代に突入している以上、市民の意識の変化を議員は受けとめなければならないと思います。

ただ、定数削減と少数精鋭が必ずしもイコールではないことを私は承知しております。市民の声がきちんと行政に反映できているかといえば、疑問もあります。議会の機能、議員の役割を二の次にし、いたずらに減らすべきではないという考えは私にもあります。

しかし、本改正案は次期選挙から適用されるもので、質や能力、議員の努力は次期選挙に立候補、また当選された方々に求められる部分であり、有権者の判断ともいえます。今期の議員が、今それを危惧し、どうこう言うことは差し控える部分であると考えております。

午前中、特別委員会の委員長より、民意は理解するが、多面的、広範囲で影響が出る。市民協働のまちづくりが推進されてから削減を。また改選後、時間をかけて議論すべきである。議会制民主主義の視点から議員は増やすべきである等々、討論の報告がありました。

議員定数に正解はなく、何人にすればいいのか、だれもわかりません。ただ、はっきりしているのは、2名削減すれば、報酬だけでも1年間で約1,400万円の財源確保ができる、そういうことでもあります。議員は多面的、広範囲で影響が出ないよう、最大限の努力をするのみです。

本会議で議員定数4名削減の陳情は、多くの議員が趣旨採択といたしました。少なくとも陳情者の思い、署名者の願いは酌み取られたと考えております。

私の提案は、1万514名の署名を受けながら、民意にはほど遠い2名削減ではありますが、4名削減の陳情が採択されなかった今、せめて2名でもと提案をさせていただきました。

職員数を減らせ、それでもサービスは低下させるなど言っている一方で、議員は別だと主張すれば、その姿は職員にどう映るでしょうか。市民の目にはどう見えてくるでしょうか。

議員数を減らすということは、容易なことではないにしても、できない理由を並べるのではなく、まず議員がみずから努力する決断を、現在の2名欠員を、私たち20名の議員で補い合っているではありませんか。それをこの先、続けられない、頑張れないという議員はいないと信じています。

市政クラブのある議員は4年前、10年間で16名まで削減すると、チラシを配布いたしました。また、午前中の委員長の報告の中に、討論で議会は自浄能力を備えていると発言した議員もおられました。後は人数の問題だと思います。2名の削減への議員各位の賛同を心より願います。

「厳しい経済状況の中で、行財政改革に真剣に取り組み、執行機関側に提言していく以上、議会が率先して範を示すべきである。また、議員みずからも減量化を図っていかなければならない。議員みずからが資質の向上に努め、常に研さんに励み、市民の負託にこたえ、信頼を損なうことなく、議会の活性化に努めることは、議員の責務であります。

この自覚の上に立って活動し、市民の意思の反映機能及び執行機関に対する監視機能の低下にならないよう留意するのは、当然のことです。」

今、読み上げましたこの文章は、4年前、最大会派の小倉議員が4名削減を提案されたときの説明の文章であります。今もこの言葉は生きてると私は信じております。皆さんの賛成を期待し、説明を終わります。

以上です。

No.89 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わり、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.90 ○22番(前山美恵子議員)

すみません。単純な質問で申しわけありませんが、現在の22人を、まあ説明はされましたが、なぜ20人にしなければいけないのか、この理由を教えてください。

No.91 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。
山盛左千江議員。

No.92 ○15番(山盛左千江議員)

20人でも十分議会活動ができる今の議員、今後、豊明の立候補される議員においても、そのことは可能であると信じているからであります。
以上です。

No.93 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。
前山美恵子議員。

No.94 ○22番(前山美恵子議員)

すみません。私は理由を、20人にするという理由を聞いているものですから、可能であるかどうかというのは、個人の感覚であります。
ですから、このことについて再度、お答えをいただきたいのと、それから陳情では18人で採択の立場でありました。これが、18人が20人になる。
まあ議員定数というのは、数字が大変重要な意味を持ちます。ですから、18から簡単に20に切りかえるということは、何というか、信条に反するのではないかなというふうに、要するに減らせば何でもいというふうなふうに聞こえるのですけれども、このところについての説明をお願いいたします。

No.95 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。
山盛左千江議員。

No.96 ○15番(山盛左千江議員)

22名から2名削減する理由は、市民の大きな声にこたえる、そういった部分が理由であります。
18名を採択しながら、なぜ20名にしたのかと、そういう質問でありますけれども、当然18

名に削減するべきだと考えておりますが、午前中の陳情の結果を見ますと、今、4人削減で議員提案をしても、可決される見込みはありません。

市民の1万を超える民意を少しでも形に残すためには、ここはあえて2名という形で提案をさせていただきしかないと、大変苦しい選択ではありましたけれども、2名で提案をすると、そういったことに至りました。

本来は4人、それが私たちの考えではありますが、それが許されないことがわかっているのに提案する、そういったことを避けたというふうにご理解いただければありがたいです。

No.97 ○議長(矢野清實議員)

これにて、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は議員提出議案でありますので、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入りたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.98 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。討論のある方は挙手を願います。

松山廣見議員。

No.99 ○13番(松山廣見議員)

議員提出議案第5号の討論をいたします。

本市の減数条例の状況は、市制施行後、4回行われており、法定定数36名を6名減員し、30名としたことを最初に、定数28名にし、26名とし、先の19年の選挙より4名減員し、22名となっております。

4年前には、1年以上前に請願が提出され、いろいろ調査、議論されて、結果、22名が適切と判断されたものです。

現在、1名の方が亡くなり、1名の方が長期欠席されておりますが、一般的な欠員と、恒久的に議員定数を減少させることは意味が違うと考えており、慎重な対応が必要と思っております。

時期的にも半年後には任期満了による一般選挙が予定されており、この時期に本市にとって議員の定数は何名が適正なのかと議論し始めると、この選挙の時期とのかかわりで難しい面があるとも考えており、来年の選挙後、改めて一定の時間を区切って、例えば1年、本市にとって何名が適切なのかを、再度この議会で協議されることが、一番適切と考えており、この陳情に示された市民の気持ち、考えはわかりましたので、陳情第10号は

趣旨採択すべきと考えますとの討論をいたし、趣旨採択が賛成多数で採択されました。

この議員提出議案は、事前に陳情第 10 号の審議があったものの、事前に調査、協議もなく、急な提案であり、公明党としては先に述べたように、陳情審議の際にも討論をしておりますが、議員定数の減少については十分に調査し、慎重に結論を出すべきと考えており、現状では賛同しかねるものであります。

今後、他会派と協議し、議員定数のあり方について調査し、適切な結論を見出したいと考えております。

以上で討論を終わります。

No.100 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.101 ○22番(前山美恵子議員)

きちっと討論をまとめていないので、ちょっとお聞き苦しい点があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

まず、20 人にする理由を説明をいただきましたけれども、明確な理由がちょっとわかりません。基本的な日本共産党の議員定数に関しての方針をお知らせをさせていただいて、討論とさせていただきます。

議員の定数が規範となるのは、地方自治法第 91 条で、本市の規模の人口は 30 人を超えない範囲内とされています。ですから、我々議員は法を重んじ、住民の声を議会に反映させようとするなら、より上限に近づけることが必要だと思えます。

地方自治は国政と違って、住民の一番身近なところに存在をしているところからも、民主主義の学校と呼ばれているわけですがけれども、ヨーロッパではかなり小規模な自治体が、2,000 人程度の小規模な自治体が多いものですから、まちの中心の広場でみんなが集まって、自分たちのまちづくりはどうするんだということで、みんなで議論するというのが、これが始まりでありました。

そして、人口が多くなるにつれて、みんなが集まって議論をするということが無理になったので、自分たちの代表を出して、議会で自分たちの声を反映させてもらうというのが、議会の始まりであります。

ですから、その基本を考えるなら、これは議員を減らしていくべきではないということをおもいます。

日本の地方政治というのは、住民の選挙で市長と、そして議員を選挙で選ぶ二元代表制をとっております。これは市長と議会がお互いに緊張感を持ってチェックアンドバランスの関係で地方政治の役割を果たしていくという特徴を持っております。

そのために、一方である議会がどんどん人数が減って弱体化をしていけば、当然、市長

のほうの権限が強くなって、これは市長の独裁的な行政になりかねないということがあります。

それからもう一つ、議員にはさまざまな権限が与えられております。先ほどの説明でも、市民の声が直接、行政に届けられるようになったと言われましたけれども、議会の議員の権限というのは、市民の権限とはちょっと違いまして、議案の提出権、発言権、表決権とか監視権、それから請願の紹介権、これは議員でしかできません。ですから、これは議員の権限だけでなく、市民の権利と考えることが必要であろうと思います。

ですから、削減をするということは、こういうさまざまな権限が失われていく、いわゆる議会の自殺行為に当たるのではないかとこのことを考えます。

ですから、この議員定数を22人から20人に減らすということについては、こういうさまざまな弊害を生じることになりかねないということで、私は反対といたします。

No.102 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議員提出議案第5号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.103 ○議長(矢野清實議員)

賛成少数であります。よって、議員提出議案第5号は否決されました。

以上で今期定例会に…。

(議長の声あり)

No.104 ○議長(矢野清實議員)

伊藤 清議員。

No.105 ○16番(伊藤 清議員)

以前から超党派で取り組んでまいりました地方議員特有の地方議員年金制度につきまして、財政破綻を目前に、この特権的な制度について国に対して廃止を求める意見書を提出したいと。

あわせまして廃止に当たって、本市財政に与える影響について、これは調査をして、市民に知らしめていくと、そういう必要があるということで、調査委員会の設置を提案をいたしたいと思っております。

よって、文書をもって提出をしたいと思っておりますので、準備のため、暫時、休憩願います。

No.106 ○議長(矢野清實議員)

お諮りいたします。この際、暫時、休憩といたしたいが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.107 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、暫時、休憩といたします。

午後2時42分休憩

午後4時39分再開

No.108 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議時間を延長いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.109 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決しました。

休憩中にお手元に配付いたしましたとおり、動議第2号が追加提案されましたので、その取り扱いについて議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

石橋敏明議会運営委員長。

No.110 ○議会運営委員長(石橋敏明議員)

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

先ほど、休憩中に開催いたしました議会運営委員会において、お手元に配付されておりますとおり、動議第2号の提出がありましたので、この取り扱いについて協議をした結果、本日の日程に追加し、直ちに議題とすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.111 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。お手元に配付いたしましたとおり、動議第2号が提案されておりますので、直ちに日程に追加し議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.112 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、動議第2号を日程に追加し、直ちに議題といたします。
提出者より提案理由の説明を求めます。

平野敬祐議員、登壇にてお願いいたします。

No.113 ○10番(平野敬祐議員)

それでは、動議第2号 議員年金調査特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査についてを説明いたします。

提案理由といたしまして、本日、議員定数4名減の市民1万人を超える皆さんの署名つきの陳情をいただきました。そして、先ほども有志の議員から議員定数2名削減という議員提案がございました。

かねてより、私ども市政クラブにおいても、この議員年金については、内情をしっかりと研究すべきだという意見はございましたけれども、本日急遽、特別委員会の設置を要望いたしまして、議会費でありますとか、議員にかかる市の出費ですね、そういったもろもろについて、広く豊明市民の皆様にお知らせしなくてはいけないと、そのような状況なのかなというふうにも思っております。

平成23年度の予算要望も近くなっております。議会費については精査して、市民の皆様にも納得いただけるようなものを、今後も議員としてそのような活動、研究をさせていただきたいと、そのようなふうにいる次第でございます。

ちなみに、議員年金と申しますと、私ども現役の議員は、個人負担が毎月6万5,600円、これが報酬から引かれております。それだけではございませんでして、公費負担というのが、それと同等の6万7,650円、これを合計いたしますと、公費負担が年間1,800万円という大変な金額になっております。

今後の議員年金については、国のほうでも年金が枯渇していると、どういうふうにするんだ、国のほうで負担するのか、あるいは地方自治体のほうにも負担が来るのかという、そういった瀬戸際でございます。

ぜひ、この機会に全議員でもって、この特別委員会を設置していただきたいと、そのようなものが提案の理由でございます。

以上で終わります。

No.114 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わり、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.115 ○議長(矢野清實議員)

これにて、質疑を終結いたします。

本案は議員提出議案でありますので、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.116 ○15番(山盛左千江議員)

議員年金調査特別委員会設置について、賛成の立場で討論をいたします。

全国的に今、こういった動きが出ておりまして、私たち市民派議員のネットワークにおいても、廃止の活動が繰り広げられ、夏にも名古屋で大きなキャンペーンが開催され、私も参加したところであります。

私自身、調査、研究よりも、もう既に廃止という気持ちが出ておりますけれども、議員の皆様方の調査によって、よりその方向が豊明市の中で固まっていくことは、大変歓迎すべきことと考えますので、まず委員会の設置には賛成をすることといたしました。

しかし、今のこの動議の出され方については、一言申し上げておかなければなりません。

21年の12月議会に、地方議会議員年金制度に関する意見書が、きょうのように最終日の閉会間際に、本日と同じ、同議員からいきなり動議が提出され、長い休憩の後、意見書が提出されたような経緯がございました。

その12月議会においても、私たち市政改革の会が、市の附属機関に参加している議員の報酬の重複支給を禁止するという条例改正案を提案した議会でありました。今回も議員定数の2減を提案いたしました。その後、こういったことが起こりました。

内心というか、頭の中では、いろいろと考えていらっやっただけでしょうけれども、このぎりぎりの事態で、こういったことを事前の準備、あるいは会派間の協議もなしに出されるということについては、大変遺憾に感じております。

No.117 ○議長(矢野清實議員)

発言中ですが、議題に直接関係のないことは、ご遠慮願います。

No.118 ○15番(山盛左千江議員)

私は、この委員会の設置のいきさつ、成り立ちについて、多少疑問を感じる点がございますので、今触れさせていただきました。

今後、この委員会においては、先ほど申し上げましたとおりに、豊明市議会としても、短い時間ではありますけれども、廃止に向けて皆さんの気持ちを高めていく、まとめていく、そうした役割を担わせていただければというふうに考えております。

今後の私たちの活動を、市民がしっかり見ているということを肝に銘じて、頑張っていきたいという気持ちを込めて、賛成討論といたします。

以上です。

No.119 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

動議第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.120 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、動議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議員年金調査特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.121 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま設置されました議員年金調査特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

議員年金調査特別委員会の委員の選任につきましては、あらかじめご協議をいただきました結果に基づき、指名いたします。

お諮りいたします。議員年金調査特別委員会の委員は、豊明市議会委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議員年金調査特別委員会委員選任表のとおり指名いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.122 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしました議員年金調査特別委員会委員選任表のとおり選任することに決しました。

ただいま選任されました議員年金調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、暫時、休憩といたします。

午後4時49分休憩

午後4時57分再開

No.123 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議員年金調査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告をいたします。

委員長には伊藤 清議員が、副委員長には松山廣見議員が選出されました。

正副委員長さんにはご苦労さまですが、よろしく願いをいたします。

以上で今期定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.124 ○市長(相羽英勝君)

長時間にわたって大変ご苦労さまでございました。

平成 22 年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会には、平成 21 年度一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算の認定を始め、全議案とも慎重審議をいただきまして、可決・承認を賜りまして、まことにありがとうございました。

また、議案審議を通じまして、数々のご指摘やご提言をいただくことができました。それらの事項につきましては、今後とも既成概念にとらわれることなく、社会環境の変化とそのニーズに適切に対処するため、財政状況も考慮の上でタイムリーな取り組みをしてみたいと思っているところでございます。

一方、いよいよ秋本番を迎えてまいりました。市民の皆様には実りの秋、スポーツの秋、文化、芸能の秋、秋まつり等の秋でございます。それらの予定でいろんな行事が市内各地で計画をされております。

したがって、市民の皆様方には懇親、交流を図り、かけがえのないきずなを深めていただく絶好の機会でもあると理解をしているところでございます。これからもいろいろな行事に積極的に皆さんに参加をしていただくことを、大いに期待を申し上げます。

さて、結びとなりましたけれども、議員各位におかれましては、引き続きご多忙なことと存じますが、健康にはくれぐれも留意をしていただきまして、元気で活躍をしていただきますことをご祈念申し上げまして、簡単でございますが、閉会の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

No.125 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでした。
これにて、平成 22 年豊明市議会第3回定例会を閉会いたします。

午後5時閉会

copyright(c) Toyoake City.